

令和5年度
大学院修士課程技術科学研究科
情報アクセシビリティ専攻

教育課程



国立大学法人
筑波技術大学

授業時間

時限	授業時間(90分)及び休憩時間
1	8:50~10:20
休憩	10:20~10:30
2	10:30~12:00
休憩	12:00~13:00
3	13:00~14:30
休憩	14:30~14:40
4	14:40~16:10
休憩	16:10~16:20
5	16:20~17:50
休憩	17:50~18:00
6	18:00~19:30 ※教職課程のみ

令和5年度 筑波技術大学大学院学年暦カレンダー

第 1 学 期							
曜日	日	月	火	水	木	金	土
4							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25 振替	26	27	28	29
	30						
5		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			
6					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	
7							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31					
8			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		
9					1	2	
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
計		16	16	16	16	16	


※4月25日(火)は
天久保:月曜授業を実施
春日:金曜授業を実施

第 2 学 期							
曜日	日	月	火	水	木	金	土
10	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				
11				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30		
12						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						
1		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10 振替	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			
2					1	2	3
	4	5 振替	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29		
3						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						
計		15	17	16	16	16	

※学校推薦型選抜・
社会人選抜の前日は
臨時休業とする

※1月10日(水)は
月曜授業を実施

※2月5日(月)は
金曜授業を実施

1  入学式4月5日 学位記授与式3月15日

2  新生オリエンテーション等(4月6・7日)

3  授業休業

4  期末試験

5  振替授業

6 修士論文の提出日は、原則として1月の第3週の金曜日とする。

7 祝日等

8 学生の定期健康診断のため、臨時休業(△天久保地区, △春日地区)※今年度は各1日実施

令和5年度 筑波技術大学大学院学年暦

第1学期(4月1日～9月30日)

学年開始	4月 1日 (土)
春季休業	4月 1日 (土) ～ 4月 4日 (火)
入学式	4月 5日 (水)
新入生オリエンテーション等	4月 6日 (木) ～ 4月 7日 (金)
第1学期授業開始	4月 10日 (月)
学生定期健康診断	4月 24日 (月) ※調整中 天久保キャンパス 4月 21日 (金) ※調整中 春日キャンパス
第1学期授業終了	7月 28日 (金)
第1学期期末試験	7月 31日 (月) ～ 8月 4日 (金)
夏季休業	8月 5日 (土) ～ 9月 30日 (土)

第2学期(10月1日～3月31日)

開学記念日	10月 1日 (日)
第2学期授業開始	10月 2日 (月)
冬季休業	12月 25日 (月) ～ 1月 9日 (火)
第2学期授業終了	2月 2日 (金)
第2学期期末試験	2月 6日 (火) ～ 2月 13日 (火)
春季休業	2月 14日 (水) ～ 3月 31日 (日)
学位記授与式	3月 15日 (金)
学年終了	3月 31日 (日)

(備考)

- 1 学生の定期健康診断実施日は、臨時休業とする。
- 2 4月25日(火)は振替授業日とし、天久保キャンパスでは月曜授業を実施し、春日キャンパスでは金曜授業を実施する。
- 3 1月10日(水)は振替授業日とし、月曜授業を実施する。
- 4 学校推薦型選抜・社会人選抜の前日は、臨時休業とする。
- 5 2月5日(月)は振替授業日とし、金曜授業を実施する。

1 教育理念

情報アクセシビリティ専攻では、様々な学問分野から成り立つ「情報保障学」を広く社会に普及させ、高等教育機関で学ぶ聴覚・視覚障害学生が障害のない学生と同様の学修環境を確保するために、「情報保障学」に関する知識や技能を身につけた専門的かつ高度な支援者や教育者・研究者を育成することを目指します。これらの進路に即した内容を体系的に学修できるよう、障害者支援（聴覚障害）コース、障害者支援（視覚障害）コース、手話教育コースの3コースを設置しています。

2 教育目標

情報アクセシビリティ専攻では、聴覚・視覚障害者の社会自立や参加に貢献するための専門的かつ系統的な知識、情報、技術を提供しながら、障害者支援の中核的な役割を担いうる高度専門職業人及び情報保障に関する教育者・研究者を育成することを目標としています。

3 ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

情報アクセシビリティ専攻では、専門領域に関する系統的な専門知識と技術を持ち、情報保障を通じて障害者支援の中核的な役割を担いうる高度専門職業人を育成することを目指しています。そのため、以下の知識、能力を身につけた者に修士（情報保障学）の学位を授与します。

1. 情報保障学に関わる高度専門職業人としての理論的・実践的能力
2. 情報保障学に関わる教育、心理、医療、保健、福祉、労働及び工学等の分野について、専門性を深めることができる研究能力
3. 広い視野に立って障害者支援の諸課題に対応できる実践応用的な能力

【障害者支援（聴覚障害）コース】

聴覚障害（ろう・難聴）の障害特性、聴覚障害者のリハビリテーション・教育・コミュニケーション特性について理解を深めた上で、情報保障の技術習得を通じて共生社会の構築に貢献できる力

【障害者支援（視覚障害）コース】

視覚障害（盲・弱視）の障害特性、視覚障害者のリハビリテーション・教育・コミュニケーション特性について理解を深めた上で、情報保障の技術習得を通じて共生社会の構築に貢献できる力

【手話教育コース】

手話言語の言語的特性，手話言語使用者の生活文化，第二言語教育，音声言語と手話言語間の通訳について理解を深めた上で，手話言語の研究と教育を通じて共生社会の構築に貢献できる力

4 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針について）

情報アクセシビリティ専攻では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）において示した知識と技術を学修するため、障害者支援（聴覚障害）コース，障害者支援（視覚障害）コース，手話教育コースの3つの領域を設け、以下の方針に基づいてカリキュラムを編成しています。また、障害に配慮した教育方法・教育環境により、学生一人ひとりが必要な能力を身に付けるよう教育します。

1. 情報保障に関する理論的・実践的能力を身につけることを目標とし、共通科目として、聴覚・視覚障害に関するアクセシビリティ，リハビリテーション及び両障害に対する情報保障の理念と手段に関する授業を開設し、障害者支援の専門的・系統的な知識と技術を修得することのできる体系的な教育課程を編成・実施します。
2. 障害者支援（聴覚障害）コース，障害者支援（視覚障害）コース，手話教育コースにおいては、各々の専門領域の知見を深めるために、専門科目として、障害者支援（聴覚障害・視覚障害），手話教育，障害学生支援コーディネート・実習に関する授業を開設し、専門領域に関する高度な知識・技術を学修します。
3. 情報保障分野の研究を計画・遂行するために、文献調査，実験法・調査法等の各種研究法とデータ解析諸手法，プレゼンテーション方法を学修し、最先端の理論，技術などの情報を自主的に収集し，自らの課題を把握・分析でき，研究テーマに沿った研究計画を立案するとともに，

基礎知識や専門知識を統合して研究を遂行できる能力を身に付けます。

4. 修士論文の研究指導は、主指導教員と副指導教員との複数指導体制とし、自らの課題意識に即した研究を進め、専門性を高めます。

学修成果の評価としては、授業科目ごとに定めたシラバスにおいて授業内容と方法、達成目標と評価方法を明確に提示するとともに、到達目標の達成度に基づいて厳格に行います。

5 アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

障害者支援の中核的な役割を担いうる高度専門職業人および情報保障に関する教育・研究者を育成することを目標としています。そのため、上記目標を達成できるような資質や意欲を持った以下のような人材を求めています。

1. 障害者支援・情報保障を学ぶために必要な学力、コミュニケーション力と障害に対する理解を有し、情報アクセシビリティを高めるために様々な工夫をし、知識を活用できる人
2. 知的好奇心を持って未知なる課題や困難な問題に積極的に取り組み、解決していく人
3. 高度で専門的な知識や技術を持つ支援者、教育・研究者として、社会に積極的に参加し、共生社会の実現とその発展に貢献しようとする人

入学者選抜方針

情報アクセシビリティ専攻の入学者選抜は、一般入試と社会人入試により行います。

一般入試

情報保障・障害者支援に関する知識、新しい技術に挑戦する意欲、専門的な学力等を総合的に評価し、選抜します。

社会人入試

社会人として得た実績や経験を基盤として、情報保障・障害者支援に対する知識、新しい技術に挑戦する意欲、専門的な学力等を総合的に評価し、選抜します。

目 次

I	教育課程の編成と履修方法	1
	1 コース	
	2 科目編成	
	3 修業年限	
	4 修了に必要な単位	
II	学修の方法	2
	1 開設授業科目	
	2 授業期間と授業時間	
	3 単位数の基準	
	4 履修年次	
	5 科目番号	
	6 必修科目と選択科目	
	7 授業実施と期末試験	
III	履修申請	4
	1 申請期間等	
	2 申請方法	
	3 申請にあつたての注意事項	
	4 成績の通知	
	5 入学前に大学院において履修した単位の認定について	
IV	課程修了	5
V	研究指導教員一覧	6

	[参考]情報アクセシビリティ専攻の教育課程編成	7
VI	授業時間割	9
VII	科目表	11
VIII	授業計画書（シラバス）	23
IX	関係規則	53

- ・ 学則
- ・ 大学院履修規程
- ・ 情報アクセシビリティ専攻履修細則
- ・ 特設科目の開設に関する細則
- ・ 学位規程
- ・ 研究科論文審査に関する細則
- ・ 試験実施要項
- ・ 大学院学生の他の大学の大学院において履修した単位及び
入学前の既修得単位の認定に関する規程
- ・ 大学院における他の大学院の授業科目を履修する学生の
取扱いに関する規程
- ・ 大学院長期履修学生に関する規程
- ・ 大学院研究指導に関する規程
- ・ 大学院再入学に関する規程
- ・ 科目等履修生規程
- ・ 研究生規程

I 教育課程の編成と履修方法

1. コース

情報アクセシビリティ専攻には次の3つの履修コースが置かれています。

- ① 障害者支援（聴覚障害）コース
- ② 障害者支援（視覚障害）コース
- ③ 手話教育コース

2. 科目編成

情報アクセシビリティ専攻の授業科目は、「基盤科目」と「専門科目」で編成されており、「専門科目」はコース毎にその教育目的に沿って編成されています。

「専門科目」の中の「コース指定選択科目」は、各コースがその教育目標を達成するために独自に開設する科目です。

「専門科目」の中の「特別研究科目」は、修士論文を作成するための科目です。

3. 修業年限

本学学則に基づき、標準修業年限は2年、在学年限は4年です。

4. 修了に必要な単位

修了に必要な単位は下表のとおりです。

科目区分		履修単位数	
基盤科目	情報アクセシビリティ研究特論1 (選択)	2単位以上	
	情報アクセシビリティ研究特論2 (選択)		
	聴覚障害リハビリテーション特論 (選択)	6単位以上	
	視覚障害リハビリテーション特論 (選択)		
	聴覚障害情報保障特論 (選択)		
視覚障害情報保障特論 (選択)			
専門科目	各コースの指定選択科目		14単位以上 (コース指定選択科目 6単位以上を含む)
	選択科目		
	特別研究科目	情報アクセシビリティ特別研究1	10単位
		情報アクセシビリティ特別研究2	
合計			30単位以上

Ⅱ 学修の方法

1 開設授業科目

- (1) 開設される授業科目は、一人又は複数の教員が担当しています。
- (2) 授業科目は、原則として時間割表に従い毎週決まった曜時限に開講されます。

授業科目によっては、夏季休業期間中など一定期間に数日間続けて授業が行われるもの（集中講義）もあります。集中講義の実施日程等の詳細については、授業担当教員による指示又は掲示で連絡します。

- (3) 授業科目の単位数は、講義、演習、実習などの授業の方法と授業時間数によって異なります。

授業計画については、後半の「授業計画書（シラバス）」を参照してください。

2 授業期間と授業時間

- (1) 授業期間は、毎年度学年暦で定められます。1学期は4月から9月まで、2学期は10月から3月までとなっています。

授業期間は、原則として学期ごとに16週となります。1学期間の16週は、15週の授業と1週の試験期間からなっています。

- (2) 授業時間は、90分の授業を（120分間の授業とみなし）1時限として定めています。

3 単位数の基準

授業は、講義、演習、実験、実習のいずれか又はこれらの併用により行われ、それぞれ1単位あたりの授業時間数が異なります。

4 履修年次

各開設授業科目については、履修年次が定められています。定められた年次に所定の科目を履修してください。

5 科目番号

授業科目には、科目番号が付されています。履修申請は、科目番号で行いますので注意してください。

6 必修科目、選択科目

授業科目には、必修・選択の別が示されています。

- (1) 必修科目は、専攻・コースにおける学修のために必ず履修しなければならない科目です。
- (2) 選択科目は、学生個々の関心や目的達成のため、学生自らが計画し自由に選択して履修する科目です。

7 授業実施と期末試験

- (1) 授業

授業担当教員は、履修申請に基づく受講者名簿によって、授業時間ごとに受講者の出欠を確認します。

(2) 休講

大学行事又は授業担当教員の止むを得ない事由によって授業を行えない場合は、休講とし掲示で連絡します。

(3) 補講

授業が休講となった場合又はその他の事由で授業時間とは別に日時を定めて補講を行うことがあります。日時、教室等は掲示で連絡します。

(4) 授業の欠席

大学が定める通学が困難となる事由が発生した場合には、公欠が認められます。詳細は本学ホームページで確認して下さい。

URL : <https://www.tsukuba-tech.ac.jp/education/29165/>

(5) 期末試験

ア 学期ごとに期間を定めて期末試験を行います。この期間中は原則として平常の授業は行いません。「学年暦」を参照)

イ 期末試験は、授業担当教員が指定した筆記試験、口頭試験、実技試験、レポート等の方法により行われます。

ウ 期末試験を止むを得ない理由で受けられない場合は、追試験を受けることができます。

エ 期末試験の結果は、次の「(6) 成績評価基準」により評価して受講者に通知します。

(6) 成績評価基準

(評価記号)	(点数)
A+	100点～90点
A	89点～80点
B	79点～70点
C	69点～60点
D	59点以下

(7) 単位認定と総合評価

ア 1学期間で終了する授業科目については、その学期末の試験結果によって成績を評価し、評価記号がA+、A、B又はCであるときは、単位が与えられます。評価記号D(不合格)には単位が与えられません。

イ 通年で行われる授業科目については、1学期末の試験結果により成績の仮評価を行い、学年末に1、2学期の成績をあわせて総合評価を行います。総合評価記号がA+、A、B又はCであるときは、所定の単位が与えられます。総合評価記号D(不合格)には単位が与えられません。

各授業科目の所定の単位を学期ごとに分割して与えることはできません。

なお、令和3年度以前の入学者については、この限りではあ

りません。

Ⅲ 履修申請

授業科目を履修する際は、筑波技術大学大学院履修規程第5条に基づき、履修申請の手続きをしなければなりません。履修申請をしていない科目については、授業に出席し試験を受けても単位は認定されません。

次の点に注意し履修申請手続きを行ってください。

1 申請期間等

履修申請期間	令和5年4月7日（金） ～4月21日（金） 16：30まで
訂正履修申請期限	令和5年5月1日（月）
第2学期訂正履修申請期間	令和5年10月2日（月） ～10月24日（火）

2 申請方法

年度当初に行われる新入生オリエンテーション、コースガイダンス等を参考に、各自が履修計画を立て、学務情報管理システム(AIMS)で履修申請を行ってください。

3 申請にあたっての注意事項

(1) 本年度履修しようとするすべての授業科目について申請してください。

第2学期に開始するものや集中講義についても期限内に申請してください。

(2) 都合により「開設授業科目」の内容が変更される場合がありますので、掲示等に注意し、必ず訂正された内容で申請してください。

(3) 同じ時間帯に2つ以上の科目を申請することはできません。

(4) 期間内に申請しなかった者は、特別の理由がない場合は本年度の履修を認めません。

4 成績の通知

成績評価は、授業科目の担当教員が期末試験の結果等を総合して行います。(試験実施要領参照)

各学期末の成績評価は、期末試験後、下記の時期を目安に、学務情報管理システム(AIMS)で各自確認を行ってください。

第1学期成績通知 9月下旬～ 第2学期成績通知 3月下旬～

5 入学前に大学院において修得した単位の認定について

(1) 単位の認定

学則の規定に基づき、学生が大学院入学前に大学院又は他大学の

大学院等において授業科目を履修し修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）については、15単位を限度として、当該学生が所属するコースの修了要件となる単位として認定することがあります。

(2) 申請方法

認定を希望する学生は、「単位認定申請書」を本学大学院入学前の大学院における成績証明書及び授業計画書（シラバス）を添えて履修申請時に提出してください。

IV 課程修了

修士課程を修了するためには、同課程に2年以上在学し、履修規程に定める30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければなりません。

修士論文は、同課程に1年以上在学し、各コースで定めた論文提出に必要な単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた人が提出することができます。

修士論文の提出日は、各年度で定めますが、通常1月となります。

これ以外にも、2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、論文等の審査及び最終試験に合格した者については、第1学期末課程修了ができるようになっています。

最終試験は、審査した修士論文について口頭試問によって行われます。課程の修了によって、次の学位が取得できます。

修士（情報保障学）

(Master of Information and Communication Accessibility)

V 研究指導教員一覧

【聴覚障害系】

教員名		専門分野	E-mail
新井達也	教授	数学、情報保障	tatsuya@a.tsukuba-tech.ac.jp
大杉豊	教授	手話言語学, ろう者学	osugi@a.tsukuba-tech.ac.jp
佐藤正幸	教授	聴覚障害教育, 聴覚心理学, 聴覚障害補償学	msato@a.tsukuba-tech.ac.jp
白澤麻弓	教授	情報保障, 手話通訳, 障害学生支援	shirasawa@a.tsukuba-tech.ac.jp
長南浩人	教授	聴覚障害児教育	chonan@a.tsukuba-tech.ac.jp
中島幸則	教授	スポーツ医学, 障害者スポーツ	nakajiyu@a.tsukuba-tech.ac.jp
三好茂樹	教授	情報保障, 感覚代行, 福祉工学	miyoshi@a.tsukuba-tech.ac.jp
脇中起余子	准教授	聴覚障害教育 (言語発達, 教科指導)	kiwakinaka@a.tsukuba-tech.ac.jp
小林洋子	講師	ろう者学, 手話言語教育, 社会福祉	yk-kobayashi@a.tsukuba-tech.ac.jp

【視覚障害系】

教員名		専門分野	E-mail
飯塚潤一	教授	福祉工学, 情報工学	jiizuka@k.tsukuba-tech.ac.jp
伊藤和之	教授	視覚障害者教育	itou-kazu@k.tsukuba-tech.ac.jp
香田泰子	教授	障害者スポーツ	yasuko@k.tsukuba-tech.ac.jp
金堀利洋	准教授	福祉情報工学	kanahori@k.tsukuba-tech.ac.jp
宮城愛美	准教授	福祉情報工学	mmiyagi@k.tsukuba-tech.ac.jp
小林ゆきの	講師	理論言語学, 統語論, 英語教育	yukino@k.tsukuba-tech.ac.jp
田中仁	講師	基礎解析学, 解析学基礎	htanaka@k.tsukuba-tech.ac.jp

[参考]情報アクセシビリティ専攻の教育課程編成

履修年次	専 門 科 目				特別研究科目
	基盤科目	障害者支援コース		手話教育コース	
		聴覚障害	視覚障害		
1年次	聴覚障害教育特論 聴覚障害情報保障システム特論 聴覚障害コミュニケーション技術特論 聴覚障害学特論 [選択必修]情報アクセシビリティ研究特論1 [選択必修]情報アクセシビリティ研究特論2 聴覚障害リハビリテーション特論 視覚障害リハビリテーション特論 聴覚障害情報保障特論 視覚障害情報保障特論	聴覚障害教育特論 聴覚障害情報保障システム特論 点字・ロービジョンケア技術特論 視覚障害アクセシビリティプログラミング特論 視覚障害アクセシビリティプログラミング演習	視覚障害教育特論 視覚障害情報保障システム特論 点字・ロービジョンケア技術特論 視覚障害アクセシビリティプログラミング特論 視覚障害アクセシビリティプログラミング演習	手話言語学特論 手話言語学・教育演習 ろつ者学教育コンテンツ特論 手話言語教育特論 手話通訳特論 手話通訳演習	[必修] 情報アクセシビリティ 特別研究1

2年次	聴覚障害教育特論 聴覚障害情報保障システム特論 聴覚障害コミュニケーション技術特論 聴覚障害学特論	視覚障害教育特論 視覚障害情報保障システム特論 点字・ロービジョンケア技術特論 視覚障害アクセシビリティプログラミング特論 視覚障害アクセシビリティプログラミング演習	視覚障害教育特論 視覚障害情報保障システム特論 点字・ロービジョンケア技術特論 視覚障害アクセシビリティプログラミング特論 視覚障害アクセシビリティプログラミング演習	手話言語学特論 手話言語学・教育演習 ろつ者学教育コンテンツ特論 手話言語教育特論 手話通訳特論 手話通訳演習	[必修] 情報アクセシビリティ 特別研究2
修了に必要な修得単位	14単位以上			10単位	

VI授業時間割

※開講曜時限及び教室については、履修者決定後、変更することがあります。

令和5年度授業時間割表

時限	曜日		月		火		水		木		金	
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
1	8:50~ 10:20		(共通・選択) 情報アクセシビリティ研究特論1 佐藤、天野、新井、 中島、脇中、宮城 S202(天久保)		(選択) 特別支援教育情報保障特論 佐藤、伊藤、野崎 S202(天久保)	(聴覚・選択) 聴覚障害教育特論 長南、脇中、新井、 中島、渡部、(須藤) S202(天久保)		(聴覚・選択) 聴覚障害情報保障システム特論 三好、磯田 S202(天久保)				
2	10:30~ 12:00			(共通・選択) 聴覚障害リハビリテーション特論 長南、佐藤、渡部 S202(天久保)	(手話・選択) 手話言語学特論 大杉 S202(天久保)							
3	13:00~ 14:30		(視覚・選択) 視覚障害情報保障システム特論 飯塚、金堀 282(春日)	(聴覚・選択) 聴覚障害学特論 大杉、小林(洋)、(四日市) S202(天久保)	(手話・選択) 手話言語教育特論 大杉、小林(洋) S202(天久保)							
4	14:40~ 16:10		(共通・選択) 視覚障害情報保障特論 宮城、田中 282(春日)	(共通・選択) 聴覚障害情報保障特論 白澤、佐藤 S202(天久保)	(共通・選択) 視覚障害リハビリテ- ション特論 田中、宮城 282(春日)							
5	16:20~ 17:50											
6												
その他集中講義等												

時限	曜日		月		火		水		木		金	
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
1	8:50~ 10:20				(視覚・選択) 視覚障害教育特論 香田、伊藤、天野、小林(ゆ)、嶋 282(春日)	(聴覚・選択) 聴覚障害 コミュニケーション 技術演習 長南、()、小林(洋)、渡部 S201(天久保)						
2	10:30~ 12:00		(共通・選択) 情報アクセシビリティ研究特論2 香田、佐藤、小林(ゆ)、神村 S202(天久保)	(選択) 障害学生支援コーディネーター特論 白澤、萩原 S201(天久保)								
3	13:00~ 14:30		(視覚・選択) 視覚障害アクセシビリティ プログラミング特論 金堀 282(春日)	(視覚・選択) 点字・ロービジョンケア 技術特論 宮城、田中 282(春日)	(手話・選択) ろう者学教育コンテンツ特論 小林(洋) S202(天久保)							
4	14:40~ 16:10		(視覚・選択) 視覚障害 就労支援特論 飯塚、後藤 282(春日)	(手話・選択) 手話言語学・教育演習 大杉 S202(天久保)								
5	16:20~ 17:50		(視覚・選択) 視覚障害 プログラミング演習 金堀 282(春日)									
6												
その他集中講義等												

VII 科目表

※開講曜時限及び教室については、履修者決定後、変更することがあります。

情報アクセシビリティ専攻授業科目一覧

区分	科目番号	授業科目名	授業方法	単位数	必修・選択の別	履修年次	修了所要単位数		
基盤科目	共通科目	A1110	情報アクセシビリティ研究特論1	講義	2	選択	1	2単位以上	
		A1120	情報アクセシビリティ研究特論2	講義	2	選択	1		
		A1130	聴覚障害リハビリテーション特論	講義	2	選択	1	6単位以上	
		A1140	視覚障害リハビリテーション特論	講義	2	選択	1		
		A1150	聴覚障害情報保障特論	講義	2	選択	1		
		A1160	視覚障害情報保障特論	講義	2	選択	1		
専門科目	コース指定選択科目	聴覚障害	A2110	聴覚障害教育特論	講義	2	選択	1, 2	14単位以上(コース指定選択科目6単位以上を含む。)
			A2120	聴覚障害情報保障システム特論	講義	2	選択	1, 2	
			A2130	聴覚障害コミュニケーション技術演習	演習	2	選択	1, 2	
			A2140	聴覚障害学特論	講義	2	選択	1, 2	
		視覚障害	A2210	視覚障害教育特論	講義	2	選択	1, 2	
			A2220	視覚障害情報保障システム特論	講義	2	選択	1, 2	
			A2230	点字・ロービジョンケア技術特論	講義	2	選択	1, 2	
			A2235	視覚障害アクセシビリティプログラミング特論	講義	2	選択	1, 2	
		手話教育	A2240	視覚障害アクセシビリティプログラミング演習	演習	2	選択	1, 2	
			A2310	手話言語学特論	講義	2	選択	1, 2	
			A2320	手話言語学・教育演習	演習	2	選択	1, 2	
			A2330	ろう者学教育コンテンツ特論	講義	2	選択	1, 2	
			A2340	手話言語教育特論	講義	2	選択	1, 2	
			A2350	手話通訳特論	講義	2	選択	1, 2	
		選択科目	A2360	手話通訳演習	演習	1	選択	1, 2	
			A2520	障害学生支援コーディネート特論	講義	2	選択	1	
			A2530	障害学生支援コーディネート実習1	実習	1	選択	1	
			A2540	障害学生支援コーディネート実習2	実習	2	選択	2	
	A2550		障害者就労支援特論	講義	2	選択	1		
	A2560		特別支援教育情報保障特論	講義	2	選択	1		
	特別研究科	A2570	障害者支援演習	演習	1	選択	1, 2		
		A9000	情報アクセシビリティ特別研究1	演習	4	必修	1	10単位	
	A9010	情報アクセシビリティ特別研究2	演習	6	必修	2			
	修了要件単位合計							30単位以上	

令和5年度 情報アクセシビリティ専攻 教育課程

基盤科目

※S…学生支援棟(天久保キャンパス)

区分	科目番号	授業科目	単位数	標準履修年次	必修・選択	実施学期	曜時限 教室	担当教員	授業概要	備考
共通科目	A1110	情報アクセシビリティ研究特論1	2	1	選択	1	月1 S202 (天久保)	佐藤正幸 中島幸則 天野和彦 脇中起余子 新井達也 宮城愛美	聴覚障害、視覚障害における情報アクセシビリティについて概説する。またそれぞれの障害における生理学的側面、研究データの解釈、合理的配慮、障害者スポーツ、特別支援教育における情報アクセシビリティに関する講義を通じて、研究計画、研究方法を学ぶ。	
	A1120	情報アクセシビリティ研究特論2	2	1	選択	2	月2 S202 (天久保)	香田泰子 佐藤正幸 小林ゆきの 神村幸蔵	聴覚障害、視覚障害の情報アクセシビリティに関する英語論文の読み方を学ぶ。その上で、情報アクセシビリティに関する先行研究の文献的考察を行う。さらに、修士論文の執筆にあたっての論文構成について学ぶ。	
	A1130	聴覚障害リハビリテーション特論	2	1	選択	1	火2 S202 (天久保)	長南浩人 佐藤正幸 渡部杏菜	聴覚リハビリテーションに関連する聴覚障害の心理、生理、病理に関する解説に加え、聴覚障害アセスメントや心理アセスメント、指導法についても取りあげる。さらには、音声言語の獲得や認知能力に関するリハビリテーションの方法も説明する。	
	A1140	視覚障害リハビリテーション特論	2	1	選択	1	火4 282 (春日)	田中仁 宮城愛美	視覚障害者のQOLは、情報アクセスの実現によって大きく変化する。また、視覚障害者の生活では様々な福祉制度により情報保障が行われている。リハビリテーションの場面では、個々の障害の状況を把握し、情報アクセスを中心とした様々なスキルの訓練が行われる。本科目では、視覚障害アセスメントを始めとした医学的リハビリテーション、障害の受容に関わる心理的リハビリテーション、日常生活における歩行やコミュニケーション等の社会リハビリテーション及び就労・復職に関する職業リハビリテーション等について解説する。	

基盤科目

区分	科目番号	授業科目	単位数	標準履修年次	必修・選択	実施学期	曜時限 教室	担当教員	授業概要	備考
共通科目	A1150	聴覚障害情報保障特論	2	1	選択	1	火4 S202 (天久保)	白澤麻弓 佐藤正幸	聴覚障害者の社会参加や就学環境の整備のために情報保障は欠かせないものである。本講義では、聴覚障害者に対する情報保障の理念と手段について広く概観するとともに、手話通訳や文字通訳を中心とする情報保障技術及び補聴援助技術についての基本的知識、現状や課題、最新の研究動向並びに諸外国の状況等について解説する。	平成28年度までのA1103に相当
	A1160	視覚障害情報保障特論	2	1	選択	1	月4 282 (春日)	宮城愛美 田中美仁	視覚障害者の情報アクセスは、障害の状況やアクセススキルの習熟度に応じて、聴覚、触覚、残存視力のいずれか、あるいは、それらの併用によって行われる。したがって、視覚障害者に対する情報保障では、個々のアクセス方法に即した形態の情報を提供する必要がある。そこで、それぞれの感覚の特性についての基本を学ぶとともに、各感覚向けの情報コンテンツを制作するためのメディア変換の技法や関連する知識を実践的に修得する。	平成28年度までのA1104に相当

専門科目

コース指定選択科目(障害者支援(聴覚障害)コース)

区分	科目番号	授業科目	単位数	標準履修年次	必修・選択	実施学期	曜時限教室	担当教員	授業概要	備考
コース指定選択科目 (障害者支援(聴覚障害)コース)	A2110	聴覚障害教育特論	2	1・2	選択	1	水1 S202 (天久保)	長南浩人 新井達也 脇中起余子 中島幸則 渡部杏菜 (須藤正彦)	聴覚障害児の言語と認知、日本語及び外国語の習得、数学、運動の発達に加え発達障害に関する理論及び指導法の修得を目標とし、これらに関する知見を講義する。これらに関する聴覚障害児の心理特性や運動能力に関する研究知見と指導法を紹介する。	
	A2120	聴覚障害情報保障システム特論	2	1・2	選択	1	木1 501 S202 (天久保)	三好茂樹 磯田恭子	聴覚障害者に対する情報保障手段としての遠隔情報法保障技術や音声認識技術等に関して概説し、それらの具体的な構築や運用体験を通して学習を深め、現状の課題や最新技術動向並びに諸外国の状況等についても解説する。	
	A2130	聴覚障害コミュニケーション技術演習	2	1・2	選択	2	水1,2 S201 (天久保)	長南浩人 小林洋子 渡部杏菜 (人子菜)	聴覚障害児・者とコミュニケーションする際の技術の修得を目標とし、これに関する演習を行う。具体的には、聴覚障害者が用いるコミュニケーション手段である、手話や指文字、キュードスピーチなどの手指記号、音声、文字を取り上げる。これらの手段は、聴覚障害者の障害の程度や年代、失聴年齢、言語力など障害者の障害に関する要因及び補聴機器等の種類といった聴覚学的要因によって利用のしかたを変える必要があることから、本演習では、左記の両要因に関する知見も取り上げる。	
	A2140	聴覚障害学特論	2	1・2	選択	1	火3 S202 (天久保)	大杉豊 小林洋子 (四日市章)	世界保健機関(WHO)の「国際生活機能分類」の枠組みで、国内外の障害者に関する法規、聴覚障害のある者の障害内容、障害受容、障害認識及び聴覚障害教育の現状、そして彼らの社会参加を妨げる様々な障壁に関する知見を講義し、保健・医療・福祉サービス、社会システムや技術のあり方の方向性を論ずる。	

専門科目

コース指定選択科目(障害者支援(視覚障害)コース)

区分	科目番号	授業科目	単位数	標準履修年次	必修・選択	実施学期	曜時限 教室	担当教員	授業概要	備考
コース指定選択科目(障害者支援(視覚障害)コース)	A2210	視覚障害教育特論	2	1・2	選択	2	火1 282 (春日)	香田泰子 伊藤和彦 天野ゆきの 小林俊樹 嶋 俊	視覚障害者の情報アクセシビリティの向上を図るには、情報コンテンツやアクセス手段の改善とともに、各自のアクセス力を高めるための教育が重要である。わが国の視覚障害者の教育制度や視覚障害者の発達特性を理解するとともに、個々のニーズに応じた教育を実現するための具体的な方策や課題を実践的に修得する。	
	A2220	視覚障害情報保障システム特論	2	1・2	選択	1	月3 282 (春日)	飯塚潤一 金堀利洋	視覚障害者が情報アクセスを行うためには、何らかの障害補償機器が必要となる。障害補償機器は、弱視と全盲では使い勝手が異なり、それぞれに合った形で提供され情報保障が成されるもので、本講義では、ハードウェア及びソフトウェアの両面から視覚障害情報保障システムに求められる機能・役割、さらには実現可能な新技術に触れ、役に立つ実践的な視覚障害情報保障システムについて学ぶ。	
	A2230	点字・ロービジョンケア技術特論	2	1・2	選択	2	火3 282 (春日)	宮城愛美 田中 仁	重度視覚障害者が点字を使いこなせるようになる、また、軽度・中度視覚障害者が残存する視機能をロービジョンケアによって活用できるようになることは、情報化社会でより豊かな生活を送るうえで非常に重要である。本講義では、点字成立の過程、パソコンを使った点訳及びブルーペナなどの情報保障機器を使用したロービジョンケアなどを、実際に点訳作業やロービジョングッズのフィッティングなど演習を行いながら学んでいく。	平成28年度までのA2203「点字・ロービジョンケア技術演習」に相当 平成29年度から平成30年度までのA2230「点字・ロービジョンケア技術演習」に相当

専門科目

コース指定選択科目(障害者支援(視覚障害)コース)

区分	科目番号	授業科目	単位数	標準履修年次	必修・選択	実施学期	曜時限 教室	担当教員	授業概要	備考
コース指定選択科目(障害者支援(視覚障害)コース)	A2235	視覚障害アクセシビリティプログラミング特論	2	1・2	選択	2	月3 282 (春日)	金堀利洋	講義科目「視覚障害情報保障システム特論」の内容を実現するために必要とされる知識・技術について理解を深める。システム開発を、ソフトウェアとして実現するために必要とされる基礎技術から、接続するハードウェア、ネット連携に必要な基礎知識を踏まえた上で、実践と実機を使いながら、商用レベルで提供されているパソコン、携帯端末、視覚障害情報保障機器を対象として、障害補償システムの構築を理解する。最終目標として、使用者にとって使い勝手の良いシステム提供にも言及する。	平成30年度のA2250に相当
	A2240	視覚障害アクセシビリティプログラミング演習	2	1・2	選択	2	月4,5 282 (春日)	金堀利洋	講義科目「視覚障害情報保障システム特論」の内容を、より現実的な課題として実現するためのシステム開発を、ソフトウェアとして実現するには、何が必要で、何が求められているかを探求しながら、実践的な開発を、演習を通じて行う。システム開発を行う上では、OSの基礎、Python, C, Java, マクロ等ある程度の応用プログラミングの経験と知識を要し、商業レベルで提供されているパソコン、携帯端末、視覚障害情報保障機器を対象として、視覚障害者にとって使い勝手の良いシステムの提供が出来る力を付けることを目指す。	

専門科目

コース指定選択科目(手話教育コース)

区分	科目番号	授業科目	単位数	標準履修年次	必修・選択	実施学期	曜時限教室	担当教員	授業概要	備考
コース指定選択科目(手話教育コース)	A2310	手話言語学特論	2	1・2	選択	1	水2 S202 (天久保)	大杉 豊	手話言語の言語学的な特性に関する知識を深めることを目標とし、音声体系の言語事象を対象に発展してきた言語学の各論(音韻論、形態論、語彙論、統辞論、談話論、歴史言語学、比較言語学、社会言語学)を参照しつつ、手話(身振り)体系の言語としての手話言語の特徴に関する知見を講義する。	
	A2320	手話言語学・教育演習	2	1・2	選択	2	火4, 木2 S202 (天久保)	大杉 豊	「手話言語学特論」及び「手話言語教育特論」で得た知識をもとに、将来手話言語の語学指導ないし技能評価に携わることを想定し、手話言語データの分析演習及び、手話言語指導計画・教材準備の演習を行う。	
	A2330	ろう者学教育コンテンツ特論	2	1・2	選択	2	水3 S202 (天久保)	小林 洋子	聴覚障害児の「文化的なろう者」としてのアイデンティティ確立への支援及び手話通訳等の養成を含む教育一般におけるろう者文化の指導に関する理論と方法の修得を目標とし、本学のろう者学教育コンテンツの整備状況と活用技術、そして国内外の様々なリソースから教育に活用可能なものを教育コンテンツとして活用する技術に焦点を当てる。	
	A2340	手話言語教育特論	2	1・2	選択	1	木3 S202 (天久保)	大杉 豊 小林 洋子	第二言語教授法と言語評価法に関する理論と方法の修得を目標とし、これらに関する知見を講義する。音声言語の語学教育における様々な指導法と指導例を参照しつつ、各場面に対応した手話言語の教授法及び技能評価法を論ずる。	

専門科目

コース指定選択科目(手話教育コース)

区分	科目番号	授業科目	単位数	標準履修年次	必修・選択	実施学期	曜時限 教室	担当教員	授 業 概 要	備考
コース指定選択科目(手話教育コース)	A2350	手話通訳特論	2	1・2	選択	2	金4 S202 (天久保)	白澤麻弓	音声言語による同時通訳研究や米国の手話通訳研究により構築されてきた諸理論を概観し、各種通訳モデルの内容について学習することで、手話通訳のプロセス並びにメカニズムについて理解する。加えて、米国を中心とした諸外国の手話通訳者養成や評価・認定の取り組み及びこの背景にある理論を学習することで、日本の手話通訳実践のあり方を検証する。	
	A2360	手話通訳演習	1	1・2	選択	2	金5 S202 (天久保)	白澤麻弓	「手話通訳特論」で学んだ通訳の諸理論・モデルを念頭に、実際に手話通訳データを収録し、観察分析の手法に基づいて分析・検討する過程を体験することで、手話通訳がどのように研究されるのかを学習する。上記の分析作業を通して、個々の手話通訳者にとっての課題や長所を発見し、養成・研修に繋げる視点を学ぶ。	

専門科目

選択科目

区分	科目番号	授業科目	単位数	標準履修年次	必修・選択	実施学期	曜時限教室	担当教員	授業概要	備考
	A2520	障害学生支援コーディネート特論	2	1	選択	2	火2 S201 (天久保)	白澤麻弓 萩原彩子	大学等の高等教育機関で障害学生への支援を進めていくためには、支援ニーズの把握から支援内容の決定、支援者の確保や養成・配置といったコーディネート業務が不可欠である。本講義では、全国の高等教育機関における障害学生支援の現状について概観したのち、実際の障害学生支援室で行われているさまざまな支援業務について、ゲスト講師による事例を通して学修するとともに、国の政策動向や諸外国の障害学生支援の現状について学ぶことで、コーディネートに必要な基礎知識を修得する。	
	A2530	障害学生支援コーディネート実習1	1	1	選択	2	集中 S201 (天久保)	白澤麻弓 中島亜紀子	大学等の高等教育機関において障害学生支援コーディネーターなどの業務に従事するためには、支援に関わる実践的な技術が不可欠である。本実習では、2年次に行われる障害学生支援コーディネート実習に向けて、実際の大学現場における障害学生支援コーディネートの実際について学ぶとともに、実習希望大学の支援状況に関する調査やヒアリング等を通して、実習に臨むための事前知識を習得する。	
	A2540	障害学生支援コーディネート実習2	2	2	選択	1・2	集中 S201 (天久保)	白澤麻弓 中島亜紀子	大学等の高等教育機関において障害学生支援コーディネーターなどの業務に従事するためには、支援に関わる実践的な技術が不可欠である。本実習では、実際の大学・機関において1ヶ月以上の実習を複数回経験することで、大学における障害学生支援室の実際について学ぶ。あわせて、実習の前後には大学におけるコーディネーターの立場や業務内容、学内関係部署との連携のあり方、障害学生との関わり方等について学習することで、実際の現場で求められる技術の修得を目指す。	

専門科目

選択科目

区分	科目番号	授業科目	単位数	標準履修年次	必修・選択	実施学期	曜時限 教室	担当教員	授 業 概 要	備考
選 択 科 目	A2550	障害者就労支援特論	2	1	選択	2	月4 282 (春日)	飯塚潤一 後藤由紀子	視覚障害者・聴覚障害者の生活と職業及び障害者の就労に関する法律、制度について解説する。また視覚障害者・聴覚障害者の雇用及び就労の現状を紹介し、職場適応やキャリアアップに関する課題を分析する。さらに視覚障害者・聴覚障害者の職場適応、職能向上、環境改善を促す支援の具体的方策に関する知識を修得し、職域拡大に向けた方策について検討する。	
	A2560	特別支援教育情報保障特論	2	1	選択	1	火1 S202 (天久保)	佐藤正幸 伊藤和之 野崎義和	特別支援学校、特別支援学級及び一般の小学校、中学校、高等学校等で学ぶ聴覚障害児者、視覚障害児者に対する教育的支援について、教育的観点から、情報保障の現状と課題について解説する。また児童、生徒の発達段階と教育現場の実情に即した情報保障の具体的手法について論じる。さらに学校等において最新の情報保障方法を活用した教育支援を試行し、教育現場における情報保障を体験するとともに、教育効果を検証することで、実践的かつ効果的な情報保障技術の修得を目指す。	
	A2570	障害者支援演習	1	1・2	選択	2	木3 S201 (天久保)	佐藤正幸 渡部杏菜	肢体不自由、病弱・虚弱、精神障害、発達障害について概説する。その上で、複数の障害(特別な教育的ニーズ)を併せ有する障害児童・生徒・学生(発達障害、肢体不自由、病弱・虚弱、精神障害を併せ有する重複障害及び視覚・聴覚二重障害(盲ろう))の理解を深め、支援の在り方について検討する。内容としては学習環境の整備、学習支援及び生活支援の実際を取り上げる。	

専門科目

特別研究科目

区分	科目番号	授業科目	単位数	標準履修年次	必修・選択	実施学期	曜時限 教室	担当教員	授業概要	備考
特別研究科目	A9000	情報アクセシビリティ特別研究1	4	1	必修	1・2		飯塚潤一 伊藤和之 大杉泰子 香田正幸 佐藤浩人 長南茂樹 三好麻弓 白澤幸則 中島達也 新井利洋 金堀余子 脇中起余子 小林ゆきの 小林洋子 田中仁 宮城愛美	情報アクセシビリティの各研究テーマに関する専門的な知識を教授するとともに、そのテーマの研究を指導する。	
	A9010	情報アクセシビリティ特別研究2	6	2	必修	1・2		飯塚潤一 伊藤和之 大杉泰子 香田正幸 佐藤浩人 長南茂樹 三好麻弓 白澤幸則 中島達也 新井利洋 金堀余子 脇中起余子 小林ゆきの 小林洋子 田中仁 宮城愛美	情報アクセシビリティの各研究テーマに関する研究を指導する。また、修士論文執筆及びプレゼンテーションを行う。	

VII 授業計画書（シラバス）

授 業 科 目 名	情報アクセシビリティ研究特論 1	科目番号	A 1 1 1 0
英 訳	Research Methods for Information Accessibility 1	科目区分	基盤科目 <input checked="" type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 選択科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1年次		
授 業 の 形 式	講 義 (対 面)		
担 当 教 員	佐藤正幸、中島幸則、天野和彦 脇中起余子、新井達也、宮城愛美	単 位 数	2 単 位
授 業 の 概 要	聴覚障害、視覚障害における情報アクセシビリティについて概説する。またそれぞれの障害における生理学的側面、研究データの解釈・統計的分析、合理的配慮、障害者スポーツ、特別支援教育における情報アクセシビリティに関する講義を通じて、研究計画、研究方法を学ぶ。		
授業の到達目標	聴覚障害及び視覚障害における生理学的側面、情報アクセシビリティに関わる心理的特性、合理的配慮を理解し、原著論文等で最新の知見にあたることによって研究テーマの探索ができる。		
受 講 条 件	特になし		
教材、参考書	プリントを適宜配付する		
時間外学修の内容と時間の目安	準備学修	資料を精読し疑問点を整理しておくこと (2 h)	
	事後学修	講義において学んだこと、また質問して教示を得たことがあれば整理しておくこと (2 h)	
成績評価方法	レポート評価80%、授業参加の取り組み20%により総合的に評価する。		
キ ー ワ ー ド	聴覚障害、視覚障害、情報保障、障害者スポーツ		

授 業 計 画

回	担 当 教 員	授 業 内 容
1	佐藤正幸	ガイダンス 情報アクセシビリティとは?
2	佐藤正幸	情報アクセシビリティ研究の研究計画、研究方法
3	佐藤正幸	聴覚障害の生理学的側面
4	宮城愛美	視覚障害の生理学的側面
5	脇中起余子	特別支援教育における情報アクセシビリティ
6	天野和彦	障害者スポーツにおける情報アクセシビリティ (視覚障害)
7	中島幸則	障害者スポーツにおける情報アクセシビリティ (聴覚障害)
8	新井達也	情報アクセシビリティにおけるデータ解釈入門
9	新井達也	情報アクセシビリティにおけるデータ解釈基礎
10	新井達也	情報アクセシビリティにおける統計学 (推定と検定など)
11	新井達也	情報アクセシビリティにおける統計学 (分散分析など)
12	佐藤正幸	事例研究、質的研究法
13	佐藤正幸	研究倫理
14	佐藤正幸	情報アクセシビリティにおける合理的配慮
15	佐藤正幸	まとめ

授 業 科 目 名	情報アクセシビリティ研究特論 2	科目番号	A 1 1 2 0
英 訳	Research Methods for Information Accessibility 2	科目区分	基盤科目 <input checked="" type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 選択科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1 年次		
授 業 の 形 式	講 義 (対 面)		
担 当 教 員	香田泰子、佐藤正幸 小林ゆきの、神村幸蔵	単 位 数	2 単 位
授 業 の 概 要	聴覚障害、視覚障害の情報アクセシビリティに関する英語論文の読み方を学ぶ。その上で、情報アクセシビリティに関する先行研究の文献的考察を行う。さらに、修士論文の執筆にあたっての論文構成について学ぶ。		
授業の到達目標	聴覚障害、視覚障害の情報アクセシビリティに関する論文を精読しそれらを文献的に考察する力を養う。さらには、その文献的考察で得られた知見を修士論文構成に活用できる。		
受 講 条 件	情報アクセシビリティ研究特論 1 を履修、単位取得済みであること		
教 材、参 考 書	プリントを適宜配付する		
時間外学修の内容と時間の目安	準備学修	資料を精読し疑問点を整理しておくこと (2 h)	
	事後学修	講義において学んだこと、また質問して教示を得たことがあれば整理しておくこと (2 h)	
成績評価方法	レポート評価 80%、授業参加の取り組み 20%により総合的に評価する。		
キ ー ワ ー ド	聴覚障害、視覚障害、論文検索、論文構成		

授 業 計 画

回	担 当 教 員	授 業 内 容
1	香田泰子・佐藤正幸	ガイダンス
2	神村幸蔵	情報アクセシビリティ英語論文の読み方 (聴覚障害)
3	神村幸蔵	情報アクセシビリティ英語論文の読み方 (聴覚障害)
4	小林ゆきの	情報アクセシビリティ英語論文の読み方 (視覚障害)
5	小林ゆきの	情報アクセシビリティ英語論文の読み方 (視覚障害)
6	佐藤正幸	情報アクセシビリティ研究論文の検索方法
7	佐藤正幸	情報アクセシビリティ研究論文の文献的考察 (聴覚障害)
8	香田泰子	情報アクセシビリティ研究論文の文献的考察 (視覚障害)
9	佐藤正幸	情報アクセシビリティ研究論文の文献的考察 (聴覚障害の情報保障)
10	香田泰子	情報アクセシビリティ研究論文の文献的考察 (視覚障害の情報保障)
11	佐藤正幸	情報アクセシビリティ研究論文の文献的考察 (聴覚障害教育)
12	香田泰子	情報アクセシビリティ研究論文の文献的考察 (視覚障害教育)
13	佐藤正幸	情報アクセシビリティ研究論文の文献的考察 (障害者の就労支援)
14	香田泰子・佐藤正幸	情報アクセシビリティ研究論文の構成
15	香田泰子・佐藤正幸	まとめ

授 業 科 目 名	聴覚障害リハビリテーション特論	科目番号	A 1 1 3 0
英 訳	Rehabilitation for People with Hearing Impairments	科目区分	基盤科目 <input checked="" type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 選択科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1年次		
授 業 の 形 式	講 義 (対 面)		
担 当 教 員	長南浩人、佐藤正幸、渡部杏菜	単 位 数	2 単 位
授 業 の 概 要	聴覚リハビリテーションに関連する聴覚障害の心理、生理、病理に関する解説に加え、聴覚障害アセスメントや心理アセスメント、指導法についても取りあげる。さらには、音声言語の獲得や認知能力に関するリハビリテーションの方法も説明する。		
授業の到達目標	障害児・者のリハビリテーションの意義とその方法を理解できる。		
受 講 条 件	なし		
教材、参考書	授業内で紹介する		
時間外学修の内容と時間の目安	準備学修	関係する書物・論文等を読んだ上で、疑問点をまとめておく(2h)	
	事後学修	学修した内容の具体例を考え理解を深める(2h)	
成績評価方法	試験の成績80%、授業参加への取り組み10%、提出物の評価10%により総合的に評価する。		
キ ー ワ ー ド	聴覚障害、リハビリテーション		

授 業 計 画

回	担 当 教 員	授 業 内 容
1	長南浩人	オリエンテーション：聴覚障害のリハビリテーション概論
2	佐藤正幸	教育場面におけるオージオロジー概説
3	佐藤正幸	聴力検査に関する理論と実際①（純音聴力検査（気導・骨導）、聴力検査におけるマスキング）
4	佐藤正幸	聴力検査に関する理論と実際②（語音聴力検査、自記オージオメトリー、閾値上聴力検査）
5	佐藤正幸	補聴器・人工内耳によるリハビリテーションの理論と実際
6	渡部杏菜	聴覚障害者の言語力に関するアセスメントの理論と実際
7	渡部杏菜	聴覚障害の言語獲得の理論と実際
8	渡部杏菜	言語指導法（言語獲得期）
9	渡部杏菜	言語指導法（言語獲得期以降）
10	渡部杏菜	発音指導法
11	長南浩人	聴覚障害者の認知発達に関する理論と実際
12	長南浩人	聴覚障害者の認知能力向上に向けた指導
13	長南浩人	聴覚障害リハビリテーションとコミュニケーション手段
14	長南浩人	聴覚障害者の職業リハビリテーション
15	長南浩人	聴覚障害者のリハビリテーションの今日的課題

授 業 科 目 名	視覚障害リハビリテーション特論	科目番号	A 1 1 4 0
英 訳	Rehabilitation for People with Visual Impairments	科目区分	基盤科目 ■ 共通科目 専門科目 <input type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 選択科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1 年次		
授 業 の 形 式	講 義 (対 面)		
担 当 教 員	田中仁、宮城愛美	単 位 数	2 単 位
授 業 の 概 要	視覚障害者のQOLは、情報アクセスの実現によって大きく変化する。また、視覚障害者の生活では様々な福祉制度により情報保障が行われている。リハビリテーションの場面では、個々の障害の状況を把握し、情報アクセスを中心とした様々なスキルの訓練が行われる。本科目では、視覚障害アセスメントを始めとした医学的リハビリテーション、障害の受容に関わる心理的リハビリテーション、日常生活における歩行やコミュニケーション等の社会リハビリテーション及び就労・復職に関する職業リハビリテーション等について解説する。		
授業の到達目標	視覚障害者に対するリハビリテーションの基本を理解し、視覚障害者の情報アクセスを総合的な視点で考えることができるようになる。		
受 講 条 件	なし		
教 材、参 考 書	各回の内容に即した資料を提供する		
時間外学修の内容と時間の目安	準備学修	配付資料・参考文献等により予習し、疑問点・違和感等を育む（1 h）	
	事後学修	わからない用語は他者に説明できるようになるまで調べる。授業で示された参考文献を読む。各テーマについて、Web等を用いて情報を収集し、考えを深め自分のものとする。（3 h）	
成績評価方法	レポート等提出物80%、授業参加への取り組み20%により総合的に評価する。		
キ ー ワ ー ド	医学的・心理的・社会・職業リハビリテーション		

授 業 計 画

回	担 当 教 員	授 業 内 容
1	宮城愛美	視覚障害とは（眼の構造、眼疾患）
2	田中仁	視覚障害リハビリテーション（リハビリテーションの考え方、概要）
3	宮城愛美	視覚障害アセスメント（視力検査、適切な文字サイズの評価）
4	宮城愛美	視覚障害アセスメント（視覚補助具選定）
5	宮城愛美	視覚障害心理（視覚障害児・者）
6	田中仁	視覚障害心理（視覚障害者の触覚・聴覚）
7	宮城愛美	福祉施策（視覚障害児・者の実態、障害者自立支援法）
8	宮城愛美	福祉施策（支援制度、補装具・用具）
9	田中仁	生活訓練（歩行、コミュニケーション）
10	宮城愛美	生活訓練（日常生活、その他）
11	田中仁	職業リハビリテーション（就労状況）
12	田中仁	職業リハビリテーション（支援制度）
13	田中仁	職業リハビリテーション（職場定着の課題）
14	田中仁	職業リハビリテーション（情報保障機器）
15	田中仁	視覚障害心理（中途視覚障害者の心理）

授 業 科 目 名	聴覚障害情報保障特論	科目番号	A 1 1 5 0
英 訳	Information Media for People with Hearing Impairments	科目区分	基盤科目 <input checked="" type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 選択科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1年次		
授業の形式	講義(対面)		
担当教員	白澤麻弓、佐藤正幸	単位数	2単位
授業の概要	聴覚障害者の社会参加や就学環境の整備のために情報保障は欠かせないものである。本講義では、聴覚障害者に対する情報保障の理念と手段について広く概観するとともに、手話通訳や文字通訳を中心とする情報保障技術及び補聴援助技術についての基本的知識、現状や課題、最新の研究動向並びに諸外国の状況等について解説する。		
授業の到達目標	聴覚障害者に対する情報保障手段に関する現状を理解する。		
受講条件	なし		
教材、参考書	授業項目に関する資料を適宜配付する		
時間外学修の内容と時間の目安	準備学修	必ず授業前に配付資料や参考文献等の情報を確認し、必要に応じて予習する(2h)	
	事後学修	授業で示された参考文献を読むとともに、関連ウェブサイト等で最新の情報を収集する(2h)	
成績評価方法	レポート評価80%、授業参加への取り組み20%により総合的に評価する。		
キーワード	情報保障、ノートテイク、パソコンノートテイク、手話、遠隔情報保障、補聴器、補聴援助システム		

授業計画

回	担当教員	授業内容
1	白澤麻弓	ガイダンス 情報保障の理念と定義及び手法に関する基本的知識
2	白澤麻弓	ノートテイクの基礎的技術
3	白澤麻弓	パソコンノートテイクの基礎的技術1
4	白澤麻弓	パソコンノートテイクの基礎的技術2
5	白澤麻弓	手話通訳の技術
6	白澤麻弓	情報保障者の確保と運用1
7	白澤麻弓	情報保障者の確保と運用2
8	白澤麻弓	情報保障の評価
9	白澤麻弓	場面に応じた情報保障手段の使い分け1
10	白澤麻弓	場面に応じた情報保障手段の使い分け2
11	佐藤正幸	聴覚障害に対する補聴支援の意義
12	佐藤正幸	補聴器フィッティング理論
13	佐藤正幸	補聴器フィッティングの実際
14	佐藤正幸	人工内耳活用支援
15	佐藤正幸	補聴援助システム活用 の 実際

授 業 科 目 名	視覚障害情報保障特論		科目番号	A 1 1 6 0
英 語	Information Media for People with Visual Impairments		科目区分	基盤科目 ■共通科目
標準履修年次	1年次			専門科目 □コース指定選択科目 □選択科目 □特別研究
授業の形式	講義(対面)			
担当教員	宮城愛美、田中仁		単位数	2単位
授業の概要	視覚障害者の情報アクセスは、障害の状況やアクセススキルの習熟度に応じて、聴覚、触覚、残存視力のいずれか、あるいは、それらの併用によって行われる。したがって、視覚障害者に対する情報保障では、個々のアクセス方法に即した形態の情報を提供する必要がある。そこで、それぞれの感覚の特性についての基本を学ぶとともに、各感覚向けの情報コンテンツを制作するためのメディア変換の技法や関連する知識を実践的に修得する。			
授業の到達目標	視覚障害者に対する情報保障の基本から最新動向までを総合的に解説し、その方法と手段の開発や改善に主体的に取り組むのに必要な知識を習得させる。			
受講条件	視覚障害者の情報アクセスの方法や問題点に関する概要を理解していること。			
教材、参考書	各回の内容に即した資料を提供する			
時間外学修の内容と時間の目安	準備学修	各回の配付資料を読んでおく(1h)		
	事後学修	各回の課題を提出する(3h)		
成績評価方法	レポート等提出物80%、授業参加への取り組み20%により総合的に評価する。			
キーワード	触覚・聴覚・ロービジョン、支援技術、情報保障手段			

授業計画

回	担当教員	授業内容
1	宮城愛美	ガイダンス、視覚障害者への情報保障の変遷
2	田中仁	触覚による情報アクセス
3	田中仁	点字による情報保障
4	田中仁	聴覚による情報アクセス
5	田中仁	DAISYによる情報保障
6	田中仁	情報のマルチモーダル化
7	田中仁	Web上での情報保障
8	田中仁	数式に関する情報保障
9	宮城愛美	触図による情報保障
10	宮城愛美	触知サインによる情報保障
11	宮城愛美	ロービジョンによる情報アクセス
12	宮城愛美	電子データ化による情報保障
13	宮城愛美	情報のワンソースマルチユース化
14	宮城愛美	最新の情報保障技術
15	宮城愛美	情報保障における今後の課題

授 業 科 目 名	聴覚障害教育特論	科目番号	A 2 1 1 0
英 訳	Topics in Education for the Deaf	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 選択科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授業の形式	講義(対面)		
担当教員	長南浩人、新井達也、脇中起余子 中島幸則、渡部杏菜、(須藤正彦)	単位数	2単位
授業の概要	聴覚障害児の言語と認知、日本語及び外国語の習得、数学、運動の発達に加え発達障害に関する理論及び指導法の修得を目標とし、これらに関する知見を講義する。これらの関する聴覚障害児の心理特性や運動能力に関する研究知見と指導法を紹介する。		
授業の到達目標	聴覚障害教育の現状や指導法、評価法を修得し、合わせて今日的課題を知る。		
受講条件	なし		
教材、参考書	授業において紹介する		
時間外学修の内容と時間の目安	準備学修	関係する書物・論文等を読んだ上で、疑問点をまとめておく(2h)	
	事後学修	学修した内容の具体例を考え理解を深める(2h)	
成績評価方法	試験70%、授業参加への取り組み10%、提出物評価20%により総合的に評価する。		
キーワード	聴覚障害児教育、教科指導法、心理特性、運動能力、言語習得		

授業計画

回	担当教員	授業内容
1	長南、新井、脇中 中島、渡部、須藤	オリエンテーション：聴覚障害教育特論の概要説明
2	長南浩人	聴覚障害児の学力と言語力
3	長南浩人	聴覚障害児の思考力
4	長南浩人	聴覚障害児の記憶
5	長南浩人	聴覚障害児の概念
6	須藤正彦	外国語学習の意義
7	須藤正彦	聴覚障害者の語学支援
8	脇中起余子	聴覚障害児の日本語の実態
9	脇中起余子	聴覚障害児の日本語指導法
10	新井達也	数の理解過程とその指導法
11	新井達也	文章題解決過程とその指導法
12	渡部杏菜	聴覚障害と発達障害を有する者の実態
13	渡部杏菜	聴覚障害と発達障害を有する者の指導
14	中島幸則	聴覚障害者のスポーツ心理学的側面からみた指導法
15	中島幸則	聴覚障害者のスポーツ医学的側面からみた指導法

授業科目名	聴覚障害情報保障システム特論	科目番号	A 2 1 2 0
英 訳	Advanced Information Accessibility for Deaf and Hard of Hearing	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 選択科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授業の形式	講義(対面)		
担当教員	三好茂樹、磯田恭子	単位数	2単位
授業の概要	聴覚障害者に対する情報保障手段としての遠隔情報法保障技術や音声認識技術等に関して概説し、それらの具体的な構築や運用体験を通して学習を深め、現状の課題や最新技術動向並びに諸外国の状況等についても解説する。		
授業の到達目標	聴覚障害者に対する情報保障システムや字幕作成手法に関する最先端の技術、活用について理解できるようにする。		
受講条件	なし		
教材、参考書	授業項目に関する資料を適宜配付する		
時間外学修の内容と時間の目安	準備学修	授業前に、授業内容や事前の配付資料の情報から必要に応じて予習する(2h)	
	事後学修	授業後、わからない用語などは調べ、授業内容の理解に努める(2h)	
成績評価方法	課題評価80%、授業参加への取り組み20%により総合的に評価する。		
キーワード	パソコンノートテイク、遠隔情報保障、音声認識、リアルタイム		

授業計画

回	担当教員	授業内容
1	三好茂樹	ガイダンス、及び遠隔情報保障の基礎的技術
2	三好茂樹	遠隔情報保障技術の実際
3	三好茂樹	遠隔情報保障技術開発の目的と開発例/講義室内での利用
4	三好茂樹	遠隔情報保障システムの構築/講義室内での情報保障・基礎
5	三好茂樹	遠隔情報保障システムの構築/講義室内での情報保障・応用
6	三好茂樹	遠隔情報保障技術開発の目的と開発例/学外各種研修での利用
7	三好茂樹	遠隔情報保障システムの構築/学外各種研修での情報保障・基礎
8	三好茂樹	遠隔情報保障システムの構築/学外各種研修での情報保障・応用
9	三好茂樹	情報保障技術に関する国内外の動向
10	三好茂樹	音声認識技術を活用したコミュニケーション手法と技術的基礎
11	磯田恭子	音声認識技術を取り入れた情報保障の基礎
12	磯田恭子	音声認識技術を取り入れた情報保障システムの構築(基礎)
13	磯田恭子	音声認識技術を取り入れた情報保障システムの構築(応用)
14	磯田恭子	音声認識技術を取り入れた情報保障手法と他の手法との比較
15	磯田恭子	音声認識技術を活用した情報保障各種用途

授 業 科 目 名	聴覚障害コミュニケーション技術演習	科目番号	A 2 1 3 0
英 訳	Communication Skills of People with Hearing Impairments : Seminar	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 選択科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授 業 の 形 式	演 習 (対 面)		
担 当 教 員	長南浩人、小林洋子 渡部杏菜、()	単 位 数	2 単 位
授 業 の 概 要	聴覚障害児・者とコミュニケーションする際の技術の修得を目標とし、これに関する演習を行う。具体的には、聴覚障害者が用いるコミュニケーション手段である、手話や指文字、キュードスピーチなどの手指記号、音声、文字を取り上げる。これらの手段は、聴覚障害者の障害の程度や年代、失聴年齢、言語力など障害者の障害に関する要因及び補聴機器等の種類といった聴覚学的要因によって利用のしかたを変える必要があることから、本演習では、左記の両要因に関する知見も取り上げる。		
授業の到達目標	聴覚障害者とコミュニケーションを円滑に行うための技術習得		
受 講 条 件	なし		
教 材 、 参 考 書	授業で紹介する		
時間外学修の内容 と 時 間 の 目 安	準備学修	関係する書物・論文等を読んだ上で、疑問点をまとめておく (2 h)	
	事後学修	学修した技術を利用して技能を高める (2 h)	
成 績 評 価 方 法	試験80%、授業参加への取り組み10%、提出物評価10%により総合的に評価する。		
キ ー ワ ー ド	聴覚障害者、コミュニケーション		

授 業 計 画

回	担 当 教 員	授 業 内 容
1	長南、小林、()	オリエンテーション：聴覚障害コミュニケーション技術の概要説明
2	小林洋子	手話言語の起源
3	小林洋子	障害者権利条約から読み解く手話コミュニケーション
4	小林洋子	指文字と数字
5	小林洋子	手話コミュニケーション技術1
6	小林洋子	手話コミュニケーション技術2
7	()	コミュニケーションにおける発話使用上の方略
8	()	音声言語コミュニケーション
9	()	調音・音響音声学的考察
10	()	聴覚音声学的考察
11	長南浩人	聴覚障害者のコミュニケーションの心理
12	長南浩人	聴覚障害者のコミュニケーションにおける語用論的指導
13	渡部杏菜	聴覚障害児の発音技能の獲得と課題
14	渡部杏菜	状況に応じた発話の使用と視覚的手段の併用
15	渡部杏菜	事例に対する発音技能獲得方法の検討 (事例検討会)

授 業 科 目 名	聴覚障害学特論	科目番号	A 2 1 4 0
英 訳	Disability Studies on Deaf and Hard of Hearing	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 選択科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授 業 の 形 式	講 義 (対 面)		
担 当 教 員	大杉豊、小林洋子、(四日市章)	単 位 数	2 単 位
授 業 の 概 要	世界保健機関（WHO）の「国際生活機能分類」の枠組みで、国内外の障害者に関する法規、聴覚障害のある者の障害内容、障害受容、障害認識及び聴覚障害教育の現状、そして彼らの社会参加を妨げる様々な障壁に関する知見を講義し、保健・医療・福祉サービス、社会システムや技術のあり方の方向性を論ずる。		
授業の到達目標	聴覚障害者の社会参加に係る諸問題を、「国際生活機能分類」の枠組みで検討する技術を身につける。		
受 講 条 件	なし		
教 材 、 参 考 書	必要に応じて資料を配付する		
時間外学修の内容と時間の目安	準備学修	関係する書物・論文を読んだ上で、疑問点をまとめておく（2h）	
	事後学修	授業終了時に示す課題について、レポート（1, 200文字程度）を作成し、次回授業で提出する（2h）	
成績評価方法	課題評価80%、授業参加への取り組み20%により総合的に評価する。		
キ ー ワ ー ド	国際生活機能分類、聴覚障害、個人因子、環境因子、リテラシー、医療		

授 業 計 画

回	担 当 教 員	授 業 内 容
1	大杉豊	ガイダンス 障害者権利条約・国際生活機能分類の枠組みと概念
2	四日市章	聴覚障害の原因・分類・定義
3	四日市章	聴覚障害の理解
4	四日市章	聴覚障害教育の特徴と課題
5	四日市章	聴覚障害児のリテラシー（認知と読み書きの発達の理論）
6	小林洋子	聴覚障害者と医療
7	小林洋子	聴覚障害者と保健
8	小林洋子	聴覚障害者と遺伝子
9	小林洋子	聴覚障害者とジェンダー
10	大杉豊	聴覚障害者の社会参加（1）音情報アクセシビリティ環境
11	大杉豊	聴覚障害者の社会参加（2）音声言語情報アクセシビリティ環境
12	大杉豊	聴覚障害者の社会参加（3）手話言語情報アクセシビリティ環境
13	大杉豊	聴覚障害者の社会参加（4）聴覚障害者と合理的配慮
14	大杉豊	聴覚障害者の社会参加（5）直接的差別と間接的差別
15	大杉豊	聴覚障害者の生活構造研究（ライフヒストリー研究手法）

授 業 科 目 名	視覚障害教育特論	科目番号	A 2 2 1 0
英 訳	Education for People with Visual Impairments	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目
標準履修年次	1・2年次		専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目
授 業 の 形 式	講 義 (対 面)		<input type="checkbox"/> 選択科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
担 当 教 員	香田泰子、伊藤和之、天野和彦、 小林ゆきの、嶋俊樹	単 位 数	2 単 位
授 業 の 概 要	視覚障害者の情報アクセシビリティの向上を図るには、情報コンテンツやアクセス手段の改善とともに、各自のアクセス力を高めるための教育が重要である。わが国の視覚障害者の教育制度や視覚障害者の発達特性を理解するとともに、個々のニーズに応じた教育を実現するための具体的な方策や課題を実践的に修得する。		
授業の到達目標	多様な情報にアクセスする技能を視覚障害児・者が習得するための教育の基本から最新動向、課題を総合的に学修し、その方法の開発や改善に主体的に取り組むために必要な知識を修得する。		
受 講 条 件	視覚障害児・者の学習方法や学習手段についての基礎的知識を有していること		
教 材、参 考 書	各回の内容に即した資料を提供する		
時間外学修の内容と時間の目安	準備学修	授業前に必ず配付資料や参考文献等を読んだ上で、疑問点をまとめておく (2 h)	
	事後学修	授業で示された参考文献等を読んだ上で、学んだことについてまとめる (2 h)	
成績評価方法	レポート等提出物80%、授業参加への取り組み20%により総合的に評価する。		
キ ー ワ ー ド	視覚障害児・者教育、発達特性、情報アクセス技法の習得、非視覚的情報アクセス、視覚的情報アクセス		

授 業 計 画

回	担 当 教 員	授 業 内 容
1	嶋 俊樹	視覚障害児の初等・中等教育
2	嶋 俊樹	視覚障害児の発達特性と学習
3	香田泰子	視覚障害者と高等教育
4	伊藤和之	成人の中途視覚障害者とあはき師国家試験におけるアクセシビリティ
5	伊藤和之	成人の中途視覚障害者と国語教育
6	伊藤和之	成人の中途視覚障害あはき師と患者とのコミュニケーション
7	小林ゆきの	視覚障害者への英語教育・英語資格試験におけるアクセシビリティ
8	小林ゆきの	英語文献に見る視覚障害者教育と情報アクセス
9	小林ゆきの	言語学から見た英語教育と視覚障害者の情報アクセス
10	嶋 俊樹	視覚障害児・者の地理的知識と情報アクセス
11	天野和彦	視覚障害者の体育・スポーツと情報アクセス (1)
12	天野和彦	視覚障害者の体育・スポーツと情報アクセス (2)
13	天野和彦	視覚障害者の体育・スポーツと情報アクセス (3)
14	香田泰子	スポーツリテラシーからみた視覚障害者と情報アクセス
15	香田泰子	健康教育からみた視覚障害者と情報アクセス

授業科目名	視覚障害情報保障システム特論	科目番号	A 2 2 2 0
英 訳	Advanced or Master's Course of Visual Impediment Information Support System	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 選択科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授業の形式	講義(対面)		
担当教員	飯塚潤一、金堀利洋	単位数	2単位
授業の概要	視覚障害者が情報アクセスを行うためには、何らかの障害補償機器が必要となる。障害補償機器は、弱視と全盲では使い勝手が異なり、それぞれに合った形で提供され情報保障が成されるもので、本講義では、ハードウェア及びソフトウェアの両面から視覚障害情報保障システムに求められる機能・役割、さらには実現可能な新技術に触れ、役に立つ実践的な視覚障害情報保障システムについて学ぶ。		
授業の到達目標	システム開発に際してのターゲットユーザの把握、ニーズの調査法を知り、システム開発後の評価法を学ぶ。また、情報処理量の評価、システムの構築と実装における一定の理解と実際のサポートが出来るまでを目標とする。		
受講条件	システム開発やプログラミング経験があることが望ましいが、必須ではない		
教材、参考書	適宜、講義において提示する		
時間外学修の内容と時間の目安	準備学修	授業前に配付資料を読み、疑問点などを整理しておく(2h)	
	事後学修	講義で説明された事項で生じた新たな疑問点をそのままにせず、配付資料を再読し、必要に応じて参考文献を読む(2h)	
成績評価方法	システム構築に関わる仮想実現を通して総合的に評価する。期末考査レポート70%、課題評価20%、授業への取り組み10%により総合的に評価する。		
キーワード	視覚障害情報保障、システム構築、システム実装		

授業計画

回	担当教員	授業内容
1	飯塚潤一	ガイダンス、視覚障害情報保障について
2	飯塚潤一	ターゲットユーザを知る(特性、嗜好性、環境など)
3	飯塚潤一	ターゲットユーザを知る(心理学的測定)
4	飯塚潤一	ターゲットユーザを想定する(ペルソナ法)
5	飯塚潤一	ユーザニーズを知る:質問紙調査法
6	飯塚潤一	ユーザニーズを知る:インタビュー法
7	飯塚潤一	システム評価を行う:プロトコル解析、ユーザビリティ評価
8	飯塚潤一	機器利用の際に生じる心的負担の数値化手法
9	金堀利洋	視覚障害情報保障システム構築とシステム実装について
10	金堀利洋	視覚障害情報保障システム実装の概要
11	金堀利洋	視覚障害情報保障システム実装の実際(1) - 全盲者の場合
12	金堀利洋	視覚障害情報保障システム実装の実際(2) - 弱視者の場合
13	金堀利洋	視覚障害情報保障システム実装の応用(1) - 全盲者の場合
14	金堀利洋	視覚障害情報保障システム実装の応用(2) - 弱視者の場合
15	金堀利洋	システム実装のまとめ

授 業 科 目 名	点字・ロービジョンケア技術特論	科目番号	A 2 2 3 0
英 訳	Braille Translation and Low Vision Care	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 選択科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授 業 の 形 式	講 義 (対 面)		
担 当 教 員	宮城愛美、田中仁	単 位 数	2 単 位
授 業 の 概 要	重度視覚障害者が点字を使いこなせるようになるまた、軽度・中度視覚障害者が残存する視機能をロービジョンケアによって活用できるようになることは、情報化社会でより豊かな生活を送るうえで非常に重要である。本講義では、点字成立の過程、パソコンを使った点訳及びブルーペなどの情報保障機器を使用したロービジョンケアなどを、実際に点訳作業やロービジョングッズのフィッティングなど演習を行いながら学んでいく。		
授業の到達目標	視覚障害者のニーズ、スキル、眼疾患などを考慮し、適切な支援機器を選定したり、拡大教材・点字教材の作成をしたりできるようにする。		
受 講 条 件	特になし		
教 材、参 考 書	『ロービジョンケアの実際』（医学書院）、 『初めての点訳 第2版』（全国視覚障害者情報提供施設協会）		
時間外学修の内容と時間の目安	準備学修	各回の配付資料を読んでおく（1 h）	
	事後学修	各回の課題を提出する（3 h）	
成績評価方法	各回の課題70%、レポート30%により総合的に評価する。		
キ ー ワ ー ド	ロービジョン、点字、点訳、情報保障機器、拡大教材、点字教材		

授 業 計 画

回	担 当 教 員	授 業 内 容
1	宮城愛美	ガイダンス、視覚障害者のQOL
2	宮城愛美	眼の構造と視覚障害・視機能の評価
3	宮城愛美	ロービジョンケアとロービジョン機器
4	宮城愛美	読書・情報収集のためのロービジョン機器
5	宮城愛美	歩行のためのロービジョン機器
6	宮城愛美	拡大教材のあり方と作成
7	宮城愛美	ロービジョン者の歩行環境
8	宮城愛美	修学環境と情報保障機器
9	田中仁	点字の成立と規則
10	田中仁	点字の読み書き
11	田中仁	点字教材のあり方と作成
12	田中仁	点字携帯端末の活用
13	田中仁	触図教材の作成
14	田中仁	点字・点訳の実態と点訳コーディネート
15	田中仁	重複障害や進行性疾患と情報保障機器

授業科目名	視覚障害アクセシビリティ プログラミング特論	科目番号	A 2 2 3 5
英 訳	Visual Impediment Accessibility Programing	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 選択科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授業の形式	講義(対面)		
担当教員	金堀利洋	単位数	2単位
授業の概要	講義科目「視覚障害情報保障システム特論」の内容を実現するために必要とされる知識・技術について理解を深める。システム開発を、ソフトウェアとして実現するために必要とされる基礎技術から、接続するハードウェア、ネット連携に必要な基礎知識を踏まえた上で、実践と実機を使いながら、商用レベルで提供されているパソコン、携帯端末、視覚障害情報保障機器を対象として、障害補償システムの構築を理解する。最終目標として、使用者にとって使い勝手の良いシステム提供にも言及する。		
授業の到達目標	1つのシステムを構築できるまでを目標とし、ハードウェア接続やネット連携に係る関連知識の修得を目指す。		
受講条件	プログラミング言語(C、C++、C#、Java、Ruby、Python等)いずれかの使用経験があること		
教材、参考書	適宜、講義において提示する		
時間外学修の内容と時間の目安	準備学修	履修前に学んだ言語以外に、他言語1つを選び、目を通しておく(2h)	
	事後学修	使用した環境(OS)以外で、動作可能であるかの検討を行う(2h)	
成績評価方法	講義科目であるが、実機における実現度が評価対象となる。 提出物課題評価90%、授業への取り組み10%により総合的に評価する。		
キーワード	システム開発、システム構築		

授業計画

回	担当教員	授業内容
1	金堀利洋	システム開発基礎1 システム開発
2	金堀利洋	システム開発基礎2 開発言語
3	金堀利洋	システム開発基礎3 ハードウェア接続
4	金堀利洋	システム開発基礎4 ネット連携
5	金堀利洋	システム開発応用1 関数ライブラリ概要
6	金堀利洋	システム開発応用2 関数ライブラリ実装
7	金堀利洋	システム開発応用3 ダイナミック・リンク・ライブラリ概要
8	金堀利洋	システム開発応用4 ダイナミック・リンク・ライブラリ実装
9	金堀利洋	システム構築1 分散開発
10	金堀利洋	システム構築2 システム・ビルド
11	金堀利洋	システム構築3 システム組み込み
12	金堀利洋	システム構築4 インストーラ作成
13	金堀利洋	ユーザインターフェース設計
14	金堀利洋	ユーザインターフェース実装
15	金堀利洋	システム・メンテナンス法

授 業 科 目 名	視覚障害アクセシビリティ プログラミング演習	科目番号	A 2 2 4 0
英 訳	Visual Impediment Accessibility Programing Exercise Lesson	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 選択科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授 業 の 形 式	演 習 (対 面)		
担 当 教 員	金堀利洋	単 位 数	2 単 位
授 業 の 概 要	講義科目「視覚障害情報保障システム特論」の内容を、より現実的な課題として実現するためのシステム開発を、ソフトウェアとして実現するには、何が必要で、何が求められているかを探求しながら、実践的な開発を、演習を通じて行う。システム開発を行う上では、OSの基礎、Python、C、Java、マクロ等ある程度の応用プログラミングの経験と知識を要し、商業レベルで提供されているパソコン、携帯端末、視覚障害情報保障機器を対象として、視覚障害者にとって使い勝手の良いシステムの提供が出来る力を付けることを目指す。		
授 業 の 到 達 目 標	各演習回に合わせた授業内容を、プログラミングで実現・実装できるようにし、最終的には、1つのシステムを構築できるまでを目標とする。		
受 講 条 件	プログラミング言語 (C、C++、C#、Java、Ruby、Python 等) いずれかの使用経験があること		
教 材、参 考 書	適宜、演習において提示する		
時 間 外 学 修 の 内 容 と 時 間 の 目 安	準備学修	履修前に学んだ言語以外に、他言語1つを選び、目を通しておく(2h)	
	事後学修	使用した環境(OS)以外で、動作可能であるかの検討を行う(2h)	
成 績 評 価 方 法	演習科目であるため、提示された課題に対する達成度をもって評価する。提出物課題評価90%、授業への取り組み10%により総合的に評価する。		
キ ー ワ ー ド	システム開発、システム構築		

授 業 計 画

回	担 当 教 員	授 業 内 容
1	金堀利洋	システム開発に必要な基礎知識 — 1. システム開発
2	金堀利洋	システム開発に必要な基礎知識 — 2. 開発言語
3	金堀利洋	システム開発に必要な基礎知識 — 3. リビジョン管理
4	金堀利洋	システム開発に必要な基礎知識 — 4. メモリー管理
5	金堀利洋	マクロ機能、マクロ言語
6	金堀利洋	分散開発
7	金堀利洋	システム・ビルド
8	金堀利洋	システム構築
9	金堀利洋	ライブラリ作成 — 関数ライブラリ (概要)
10	金堀利洋	ライブラリ作成 — 関数ライブラリ (実装)
11	金堀利洋	ライブラリ作成 — ダイナミック・リンク・ライブラリ (概要)
12	金堀利洋	ライブラリ作成 — ダイナミック・リンク・ライブラリ (実装)
13	金堀利洋	システム組み込み
14	金堀利洋	インストーラ作成法
15	金堀利洋	システム・メンテナンス法

授 業 科 目 名	手話言語学特論	科目番号	A 2 3 1 0
英 訳	Linguistic Structure of Signed Languages	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 選択科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授 業 の 形 式	講 義 (対 面)		
担 当 教 員	大杉豊	単 位 数	2 単 位
授 業 の 概 要	手話言語の言語学的な特性に関する知識を深めることを目標とし、音声体系の言語事象を対象に発展してきた言語学の各論（音韻論、形態論、語彙論、統辞論、談話論、歴史言語学、比較言語学、社会言語学）を参照しつつ、手話（身振り）体系の言語としての手話言語の特徴に関する知見を講義する。		
授業の到達目標	手話言語の言語学的な特性に関する知識を身につける		
受 講 条 件	手話言語によるコミュニケーションが可能なこと		
教 材 、 参 考 書	必要に応じて資料を配付する		
時間外学修の内容と時間の目安	準備学修	指定する書物・論文等を読んだ上で、図解を作成し、疑問点をまとめておく（2h）	
	事後学修	作成した図解を見直すとともに、授業終了時に示す課題について、図解を含むレポート（1,000文字程度）を作成し、提出する（2h）	
成績評価方法	課題評価80%、授業参加への取り組み20%により総合的に評価する。		
キ ー ワ ー ド	音声体系、手話体系、音声言語、手話言語		

授 業 計 画

回	担 当 教 員	授 業 内 容
1	大杉豊	ガイダンス、言葉の使い方（音声体系・手話体系）
2	大杉豊	手話言語の語彙（1）手韻（音韻）構造
3	大杉豊	手話言語の語彙（2）形態構造
4	大杉豊	手話言語の語彙（3）言語変種
5	大杉豊	手話言語の語彙（4）語彙化と歴史変化
6	大杉豊	手話言語の文法（1）動詞の名詞情報への一致
7	大杉豊	手話言語の文法（2）類別詞
8	大杉豊	手話言語の文法（3）指差しの助動詞的な使用
9	大杉豊	手話言語の文法（4）性別手型
10	大杉豊	手話言語の文法（5）文法化
11	大杉豊	手話言語の会話（1）会話交替
12	大杉豊	手話言語の会話（2）即興表現
13	大杉豊	手話言語のプロソディー
14	大杉豊	手話言語の言語接触（音声言語との接触、手話言語同士の接触）
15	大杉豊	手話言語の言語計画

授業科目名	手話言語学・教育演習	科目番号	A 2 3 2 0
英 訳	General Training of Sign Language Linguistics and Education	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 選択科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授業の形式	演習(対面)		
担当教員	大杉豊	単位数	2単位
授業の概要	「手話言語学特論」及び「手話言語教育特論」で得た知識をもとに、将来手話言語の語学指導ないし技能評価に携わることを想定し、手話言語データの分析演習及、手話言語指導計画・教材準備の演習を行う。		
授業の到達目標	ELAN等を使った手話言語データの分析方法を身につける。 ニーズに合わせた手話指導計画と教材準備の方法を身につける。		
受講条件	「手話言語学特論」及び「手話言語教育特論」を履修していること、手話コミュニケーションが可能なこと		
教材、参考書	必要に応じて資料を配付する		
時間外学修の内容と時間の目安	準備学修	事前に示す課題に取り組み、答案を授業までに提出する(2h)	
	事後学修	作成した課題答案を見直すとともに、授業内容を踏まえて修正対照表を作成し、次回授業までに提出する(2h)	
成績評価方法	課題評価80%、授業参加への取り組み20%により総合的に評価する。		
キーワード	手話言語学、手話言語教育、ELAN、アノテーション		

授業計画

回	担当教員	授業内容
1	大杉豊	ガイダンス 手話言語指導と手話言語評価のレビュー
2	大杉豊	手話言語の歴史的な変化の分析
3	大杉豊	手話言語における語彙の地域的変異の分析
4	大杉豊	手話言語における語彙の年代変異の分析
5	大杉豊	ELANの概要と使用方法(1)
6	大杉豊	ELANの概要と使用方法(2)
7	大杉豊	手話言語の語彙レベルのアノテーション
8	大杉豊	手話言語の文レベルのアノテーション
9	大杉豊	手話言語ポエムのアノテーション
10	大杉豊	手話言語による会話のアノテーション
11	大杉豊	手話言語指導計画・教材準備(1) 医療機関職員(看護師)対象
12	大杉豊	手話言語指導計画・教材準備(2) 郵便局職員対象
13	大杉豊	手話言語指導計画・教材準備(3) 手話奉仕員養成修了者対象
14	大杉豊	手話言語指導計画・教材準備(3) 外国人ろう者対象
15	大杉豊	総まとめ

授 業 科 目 名	ろう者学教育コンテンツ特論	科目番号	A 2 3 3 0
英 訳	Educational Contents of Deaf Studies	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 選択科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授業の形式	講義(対面)		
担当教員	小林洋子	単位数	2単位
授業の概要	聴覚障害児の「文化的なろう者」としてのアイデンティティ確立への支援及び手話通訳等の養成を含む教育一般におけるろう者文化の指導に関する理論と方法の修得を目標とし、本学のろう者学教育コンテンツの整備状況と活用技術、そして国内外の様々なリソースから教育に活用可能なものを教育コンテンツとして活用する技術に焦点を当てる。		
授業の到達目標	本学のろう者学教育コンテンツや国内外の様々なリソースを活用して、ろう者学の指導案を作成する技術を身につける		
受講条件	なし		
教材、参考書	本学のろう者学ウェブサイト等		
時間外学修の内容と時間の目安	準備学修	関係する書物・論文を読んだ上で、疑問点をまとめておく(2h)	
	事後学修	授業終了時に示す課題について、レポート(1,200文字程度)を作成し、次回授業で提出する(2h)	
成績評価方法	課題評価80%、授業参加への取り組み20%により総合的に評価する。		
キーワード	ろう者学, 文化, 教育コンテンツ		

授業計画

回	担当教員	授業内容
1	小林洋子	ガイダンス ろう者学教育コンテンツ
2	小林洋子	芸術コンテンツの整備状況
3	小林洋子	芸術コンテンツを活用する指導案の作成
4	小林洋子	スポーツコンテンツの整備状況
5	小林洋子	スポーツコンテンツを活用する指導案の作成
6	小林洋子	手話コンテンツの整備状況
7	小林洋子	手話コンテンツを活用する指導案の作成
8	小林洋子	コミュニティコンテンツの整備状況
9	小林洋子	コミュニティコンテンツを活用する指導案の作成
10	小林洋子	歴史コンテンツの整備状況
11	小林洋子	歴史コンテンツを活用する指導案の作成
12	小林洋子	教育コンテンツの整備状況
13	小林洋子	教育コンテンツを活用する指導案の作成
14	小林洋子	テクノロジーコンテンツの整備状況
15	小林洋子	テクノロジーコンテンツを活用する指導案の作成

授業科目名	手話言語教育特論	科目番号	A 2 3 4 0
英 訳	Issues in Sign Language Education	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目
標準履修年次	1・2年次		専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目
授業の形式	講義(対面)		<input type="checkbox"/> 選択科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
担当教員	大杉豊、小林洋子	単位数	2単位
授業の概要	第二言語教授法と言語評価法に関する理論と方法の修得を目標とし、これらに関する知見を講義する。音声言語の語学教育における様々な指導法と指導例を参照しつつ、各場面に対応した手話言語の教授法及び技能評価法を論ずる。		
授業の到達目標	様々なニーズに対応して手話言語教授法及び技能評価法を活用できるようになる。		
受講条件	手話言語によるコミュニケーションが可能なこと		
教材、参考書	大関浩美「日本語を教えるための第二言語習得論入門」くろしお出版 P. M. ライトバウン・N. スパダ「言語はどのように学ばれるか」岩波書店 他		
時間外学修の内容と時間の目安	準備学修	指定する書物・論文等を読んだ上で、図解を作成し、疑問点をまとめておく(2h)	
	事後学修	作成した図解を見直すとともに、授業終了時に示す課題について、図解を含むレポート(1,000文字程度)を作成し、提出する(2h)	
成績評価方法	課題評価80%、授業参加への取り組み20%により総合的に評価する。		
キーワード	言語習得、語学教育、言語評価法、手話言語		

授業計画

回	担当教員	授業内容
1	大杉豊・小林洋子	ガイダンス 第二言語習得論
2	大杉豊	第二言語習得(1) 学習者独自の言語体系(母語と中間言語)
3	大杉豊	第二言語習得(2) 言語習得の順序
4	大杉豊	第二言語習得(3) インプットとアウトプット
5	大杉豊	第二言語習得(4) 教室における学習と教授の実際
6	大杉豊	第二言語習得(5) 第二言語の教室での学習と教授の観察
7	大杉豊	第二言語習得(6) 言語習得に及ぼす年齢の影響
8	大杉豊	第二言語習得(7) 言語習得に及ぼす個人差の影響
9	大杉豊	言語評価法(1) アメリカ手話言語
10	大杉豊	言語評価法(2) 日本手話言語
11	小林洋子	第二言語指導(1) 母語と外国語習得との関連
12	小林洋子	第二言語指導(2) 外国語学習に成功する学習者
13	小林洋子	第二言語指導(3) 効果的な外国語学習
14	小林洋子	第二言語指導(4) 外国手話言語教育
15	大杉豊	総まとめ

授業科目名	手話通訳特論	科目番号	A 2 3 5 0
英 訳	Issues in Sign Language Interpreting	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 選択科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授業の形式	講義(対面)		
担当教員	白澤麻弓	単位数	2単位
授業の概要	音声言語による同時通訳研究や米国の手話通訳研究により構築されてきた諸理論を概観し、各種通訳モデルの内容について学習することで、手話通訳のプロセス並びにメカニズムについて理解する。加えて、米国を中心とした諸外国の手話通訳者養成や評価・認定の取り組み及びこの背景にある理論を学習することで、日本の手話通訳実践のあり方を検証する。		
授業の到達目標	手話通訳の理論について理解するとともに、これを研究・評価・養成するための視点を得る。		
受講条件	手話通訳等の情報保障の実践や評価・養成に携わった経験があること 原則として「手話通訳演習」を合わせて履修すること		
教材、参考書	必要に応じて資料を配付する		
時間外学修の内容と時間の目安	準備学修	必ず授業前に配付資料や参考文献等の情報を確認し、必要に応じて予習する(2h)	
	事後学修	授業で示された参考文献とともに、関連分野の論文を積極的に検索して読む(2h)	
成績評価方法	課題評価80%、授業参加への取り組み20%により総合的に評価する。		
キーワード	手話通訳、同時通訳、評価、養成		

授業計画

回	担当教員	授業内容
1	白澤麻弓	ガイダンス
2	白澤麻弓	手話通訳とは?
3	白澤麻弓	通訳翻訳理論(1) 音声通訳研究から①
4	白澤麻弓	通訳翻訳理論(2) 音声通訳研究から②
5	白澤麻弓	通訳翻訳理論(3) 手話通訳研究から①
6	白澤麻弓	通訳翻訳理論(4) 手話通訳研究から②
7	白澤麻弓	手話通訳の養成と通訳理論①
8	白澤麻弓	手話通訳の養成と通訳理論②
9	白澤麻弓	手話通訳の評価と評定・派遣①
10	白澤麻弓	手話通訳の評価と評定・派遣②
11	白澤麻弓	高度専門領域における手話通訳派遣①
12	白澤麻弓	高度専門領域における手話通訳派遣②
13	白澤麻弓	手話通訳の派遣コーディネータ①
14	白澤麻弓	手話通訳の派遣コーディネータ②
15	白澤麻弓	総まとめ

授 業 科 目 名	手話通訳演習	科目番号	A 2 3 6 0
英 訳	Exercises in Assessing Sign Language Interpreting Skills	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 選択科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授業の形式	演習(対面)		
担当教員	白澤麻弓	単位数	1単位
授業の概要	「手話通訳特論」で学んだ通訳の諸理論・モデルを念頭に、実際に手話通訳データを収録し、観察分析の手法に基づいて分析・検討する過程を体験することで、手話通訳がどのように研究されるのかを学習する。上記の分析作業を通して、個々の手話通訳者にとっての課題や長所を発見し、養成・研修に繋げる視点を学ぶ。		
授業の到達目標	観察分析の手法に基づき手話通訳のデータを分析する作業を繰り返す中で、自分自身の通訳上の課題を発見・克服するとともに、手話通訳の評価に必要な視点を学ぶことを目指す。		
受講条件	「手話通訳特論」「手話言語学特論」を履修していること 手話通訳の評価が可能な手話力を有していること		
教材、参考書	必要に応じて資料を配付する		
時間外学修の内容と時間の目安	準備学修	必ず授業前に配付資料や参考文献等の情報を確認し、必要に応じて予習する(1h)	
	事後学修	授業で示された参考文献を読む 演習課題に取り組む(1h)	
成績評価方法	課題評価60%、授業参加への取り組み40%により総合的に評価する。		
キーワード	通訳、評価		

授業計画

回	担当教員	授業内容
1	白澤麻弓	ガイダンス
2	白澤麻弓	手話通訳研究の実際(1) 研究方法①
3	白澤麻弓	手話通訳研究の実際(2) 研究方法②
4	白澤麻弓	手話通訳研究の実際(3) 分析指標①
5	白澤麻弓	手話通訳研究の実際(4) 分析指標②
6	白澤麻弓	手話通訳研究の実際(5) データ収集①
7	白澤麻弓	手話通訳研究の実際(6) データ収集②
8	白澤麻弓	手話通訳研究の実際(7) 基本の分析①
9	白澤麻弓	手話通訳研究の実際(8) 基本の分析②
10	白澤麻弓	手話通訳研究の実際(9) データ分析①
11	白澤麻弓	手話通訳研究の実際(10) データ分析②
12	白澤麻弓	手話通訳研究の実際(11) データ分析③
13	白澤麻弓	手話通訳研究の実際(12) データ分析④
14	白澤麻弓	手話通訳研究の実際(13) 発表
15	白澤麻弓	まとめ

授 業 科 目 名	障害学生支援コーディネート特論	科目番号	A 2 5 2 0
英 訳	Advanced Lectures on Coordination for Disability Student Service	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input checked="" type="checkbox"/> 選択科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1年次		
授 業 の 形 式	講 義 (対 面)		
担 当 教 員	白澤麻弓、萩原彩子	単 位 数	2 単 位
授 業 の 概 要	大学等の高等教育機関で障害学生への支援を進めていくためには、支援ニーズの把握から支援内容の決定、支援者の確保や養成・配置といったコーディネート業務が不可欠である。本講義では、全国の高等教育機関における障害学生支援の現状について概観したのち、実際の障害学生支援室で行われているさまざまな支援業務について、ゲスト講師による事例を通して学修するとともに、国の政策動向や諸外国の障害学生支援の現状について学ぶことで、コーディネートに必要な基礎知識を修得する。		
授業の到達目標	高等教育機関における障害学生支援の実際について具体的にイメージし、自ら説明できる。		
受 講 条 件	なし		
教 材、参 考 書	教職員のための障害学生修学支援ガイド 他		
時間外学修の内容と時間の目安	準備学修	必ず授業前に配付資料や参考文献等の情報を確認し、必要に応じて予習する (2h)	
	事後学修	授業で示された参考文献を読むとともに、関連ウェブサイト等で最新の情報を収集する (2h)	
成績評価方法	課題評価60%、授業参加への取り組み40%により総合的に評価する。		
キ ー ワ ー ド	通訳、評価		

授 業 計 画

回	担 当 教 員	授 業 内 容
1	白澤麻弓	ガイダンス・障害学生支援の現状
2	白澤麻弓	障害学生支援を取り巻く法制度 1 (障害者権利条約)
3	白澤麻弓	障害学生支援を取り巻く法制度 2 (障害者差別解消法 1)
4	白澤麻弓	障害学生支援を取り巻く法制度 3 (障害者差別解消法 2)
5	白澤麻弓	障害学生支援を取り巻く法制度 4 (ADA法と障害者への権利擁護 1)
6	白澤麻弓	障害学生支援を取り巻く法制度 5 (ADA法と障害者への権利擁護 2)
7	白澤麻弓	障害学生支援を取り巻く法制度 6 (障害者差別と紛争解決)
8	萩原彩子	障害学生支援の実際 1 (障害学生支援コーディネートの流れ)
9	萩原彩子	障害学生支援の実際 2 (障害学生支援に関わる組織・体制)
10	萩原彩子	障害学生支援の実際 3 (障害学生支援室の一日)
11	萩原彩子	各大学における支援事例 1 (ゲスト講師による講義)
12	萩原彩子	各大学における支援事例 2 (ゲスト講師による講義)
13	白澤麻弓	諸外国の障害学生支援 1 (先進大学における支援の実態 1)
14	白澤麻弓	諸外国の障害学生支援 2 (先進大学における支援の実態 2)
15	白澤麻弓	まとめ

授 業 科 目 名	障害学生支援コーディネート実習 1	科目番号	A 2 5 3 0
英 訳	Practicum of Coordination for Disability Student Services 1	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目
標準履修年次	1 年次		専門科目 <input type="checkbox"/> コース指定選択科目
授 業 の 形 式	実 習 (対 面)		■ 選択科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
担 当 教 員	白澤麻弓、中島亜紀子	単 位 数	1 単 位
授 業 の 概 要	大学等の高等教育機関において障害学生支援コーディネーターなどの業務に従事するためには、支援に関わる実践的な技術が不可欠である。本実習では、2年次に行われる障害学生支援コーディネート実習に向けて、実際の大学現場における障害学生支援コーディネートの実際について学ぶとともに、実習希望大学の支援状況に関する調査やヒアリング等を通して、実習に臨むための事前知識を習得する。		
授 業 の 到 達 目 標	大学現場における障害学生支援コーディネートの実態を知ること、2年次に行われる実習に備える。		
受 講 条 件	将来、障害学生支援コーディネートの現場に就職を希望しており、2年次に「障害学生支援コーディネート実習 2」の履修を予定している学生		
教 材 、 参 考 書	適宜資料を配付		
時間外学修の内容 と 時 間 の 目 安	準備学修	必ず授業前に配付資料や参考文献等の情報を確認し、必要に応じて予習する（1 h）	
	事後学修	ウェブサイトや文献を活用して、大学の障害学生支援について調べるとともに、障害学生支援に関わる講演会や研修会等に積極的に参加する（2 h）	
成 績 評 価 方 法	レポート50%、授業参加への取り組み50%により総合的に評価する。		
キ ー ワ ー ド	障害学生支援、コーディネート、現場実習		

授 業 計 画

回	担 当 教 員	授 業 内 容
1	白澤麻弓	ガイダンス 障害学生支援コーディネート実習の概要
2	白澤麻弓	各大学の事例収集・調査
3	白澤麻弓	各大学の事例収集・調査
4	白澤麻弓	各大学の事例収集・調査
5	白澤麻弓	各大学の事例収集・調査
6	白澤麻弓	各大学の事例収集・調査
7	中島亜紀子	実習希望大学の選定
8	中島亜紀子	実習希望大学の選定
9	中島亜紀子	実習希望大学の選定
10	中島亜紀子	実習希望大学の選定
11	中島亜紀子	実習希望大学の選定
12	白澤麻弓	実習希望大学に関する調査・ヒアリング
13	白澤麻弓	実習希望大学に関する調査・ヒアリング
14	白澤麻弓	実習希望大学に関する調査・ヒアリング
15	白澤麻弓	調査結果の報告・まとめ

授 業 科 目 名	障害学生支援コーディネート実習 2	科目番号	A 2 5 4 0
英 訳	Practicum of Coordination for Disability Student Services 2	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目
標準履修年次	2年次		専門科目 <input type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input checked="" type="checkbox"/> 選択科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
授業の形式	実習(対面)		
担当教員	白澤麻弓、中島亜紀子	単位数	2単位
授業の概要	大学等の高等教育機関において障害学生支援コーディネーターなどの業務に従事するためには、支援に関わる実践的な技術が不可欠である。本実習では、実際の大学・機関において1ヶ月以上の実習を複数回経験することで、大学における障害学生支援室の実際について学ぶ。あわせて、実習の前後には大学におけるコーディネーターの立場や業務内容、学内関係部署との連携のあり方、障害学生との関わり方等について学習することで、実際の現場で求められる技術の修得を目指す。		
授業の到達目標	高等教育機関における障害学生支援に必要な知識・技術を修得し、実際の現場で発揮できる。		
受講条件	「障害学生支援コーディネート特論」および「障害学生支援コーディネート実習1」を履修済みの学生		
教材、参考書	適宜資料を配付		
時間外学修の内容と時間の目安	準備学修	実習先の大学について情報を収集し、実習に向けた心構えを形成する(1h)	
	事後学修	実習手帳等を用いて実習にて学んだことを整理し、今後に向けた課題を明確にする(2h)	
成績評価方法	レポート40%、実習報告書40%、授業参加への取り組み20%により総合的に評価する。		
キーワード	障害学生支援、コーディネート、現場実習		

授業計画

回	担当教員	授業内容
1	白澤麻弓	ガイダンス・講義①(コーディネート業務)
2	中島亜紀子	講義・実習②(コミュニケーションスキル)
3	中島亜紀子	講義・実習③(関係部署との調整)
4	中島亜紀子	現場実習
5	中島亜紀子	現場実習
6	中島亜紀子	現場実習
7	白澤麻弓	現場実習
8	白澤麻弓	現場実習
9	白澤麻弓	現場実習
10	白澤麻弓	現場実習
11	白澤麻弓	現場実習
12	白澤麻弓	現場実習
13	白澤麻弓	現場実習
14	白澤麻弓	現場実習
15	白澤麻弓	現場実習
16	白澤麻弓	現場実習
17	白澤麻弓	現場実習
18	白澤麻弓	現場実習
19	白澤麻弓	現場実習
20	白澤麻弓	現場実習
21	白澤麻弓	現場実習
22	白澤麻弓	現場実習
23	白澤麻弓	現場実習
24	白澤麻弓	現場実習
25	白澤麻弓	現場実習
26	白澤麻弓	現場実習
27	白澤麻弓	現場実習
28	白澤麻弓	現場実習
29	白澤麻弓	現場実習
30	白澤麻弓	まとめ・コーディネーターの資質と理念

授 業 科 目 名	障害者就労支援特論		科目番号	A 2 5 5 0
英 訳	Support of Workplace Adaptation for the People with Disabilities		科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目
標準履修年次	1年次			専門科目 <input type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input checked="" type="checkbox"/> 選択科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
授 業 の 形 式	講 義 (対 面)			
担 当 教 員	飯塚潤一、後藤由紀子		単 位 数	2 単 位
授 業 の 概 要	視覚障害者・聴覚障害者の生活と職業及び障害者の就労に関する法律、制度について解説する。また視覚障害者・聴覚障害者の雇用及び就労の現状を紹介し、職場適応やキャリアアップに関する課題を分析する。さらに視覚障害者・聴覚障害者の職場適応、職能向上、環境改善を促す支援の具体的な方策に関する知識を修得し、職域拡大に向けた方策について検討する。			
授業の到達目標	視覚障害者・聴覚障害者の就労における課題を理解し、状況に即した支援策を提案できるようにする。			
受 講 条 件	なし			
教 材、参 考 書	授業項目に関するプリントを適宜配付する			
時間外学修の内容と時間の目安	準備学修	授業前に配付資料を読み、疑問点などを整理しておく (2 h)		
	事後学修	講義で説明された事項で生じた新たな疑問点をそのままにせず、配付資料を再読し、必要に応じて参考文献を読む (2 h)		
成績評価方法	期末考査レポート70%、中間レポート20%、授業参加への取り組み10%により総合的に評価する。			
キ ー ワ ー ド	障害者雇用、職場適応、キャリア形成			

授 業 計 画

回	担 当 教 員	授 業 内 容
1	飯塚潤一	ガイダンス, 就労・雇用関連法規、法定雇用率
2	飯塚潤一	三療 (あはき) での就労実態と課題
3	飯塚潤一	事務系職種での就労実態と課題
4	飯塚潤一	視覚障害者の就労と情報保障機器
5	飯塚潤一	事業主支援・職場環境整備・公的支援
6	飯塚潤一	中途障害者の障害受容、復職支援
7	飯塚潤一	新規雇用と中途・継続雇用
8	飯塚潤一	視覚障害者のキャリア形成
9	後藤由紀子	職業リハビリテーションと就労系障害福祉サービス
10	後藤由紀子	障害者就労支援の実際
11	後藤由紀子	聴覚障害者の就労と情報保障
12	後藤由紀子	本学卒業生 (聴覚障害) の就労実態
13	後藤由紀子	コロナ禍における聴覚障害者の就労実態
14	後藤由紀子	事例検討
15	後藤由紀子	聴覚障害者のキャリア形成

授 業 科 目 名	特別支援教育情報保障特論	科目番号	A 2 5 6 0
英 訳	Theory and Exercise of Information Accessibility in Special Needs Education	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input checked="" type="checkbox"/> 選択科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1年次		
授業の形式	講義(対面)		
担当教員	佐藤正幸、伊藤和之、野崎義和	単位数	2単位
授業の概要	特別支援学校、特別支援学級及び一般の小学校、中学校、高等学校等で学ぶ聴覚障害児者、視覚障害児者に対する教育的支援について、教育的観点から、情報保障の現状と課題について解説する。また児童、生徒の発達段階と教育現場の実情に即した情報保障の具体的手法について論じる。さらに学校等において最新の情報保障方法を活用した教育支援を試行し、教育現場における情報保障を体験するとともに、教育効果を検証することで、実践的かつ効果的な情報保障技術の修得を目指す。		
授業の到達目標	児童、生徒の障害特性、発達段階及び教育現場の実情に即した情報保障の手法について理解する。		
受講条件	特になし		
教材、参考書	資料等を配付する。		
時間外学修の内容と時間の目安	準備学修	資料を精読し疑問点を整理しておくこと(2h)	
	事後学修	講義において学んだこと、また質問して教示を得たことがあれば整理しておくこと(2h)	
成績評価方法	試験60%、課題評価30%、授業参加への取り組み10%により総合的に評価する。		
キーワード	障害特性、PC要約、拡大文字		

授業計画

回	担当教員	授業内容
1	佐藤正幸	ガイダンス
2	佐藤正幸	特別支援教育における情報保障の現状と課題
3	佐藤正幸	聴覚障害児童・生徒・学生の発達、認知特性
4	佐藤正幸	情報保障の実際(聴覚障害)
5	佐藤正幸	教育現場で使用される情報保障機器、教材(聴覚障害)
6	伊藤和之	視覚障害児童・生徒・学生の発達、認知特性
7	伊藤和之	情報保障の実際(視覚障害)
8	伊藤和之	教育現場で使用される情報保障機器、教材(視覚障害)
9	佐藤正幸	盲ろう児、者の発達、認知特性 情報保障の実際
10	佐藤正幸	公共の場における情報保障
11	佐藤正幸	情報保障における教育的配慮
12	野崎義和	発達障害のある児童・生徒・学生の発達、認知特性
13	野崎義和	発達障害のある児童・生徒・学生の教育的支援
14	野崎義和	発達障害のある学生の高等教育機関における情報保障支援
15	野崎義和	高等教育機関における情報保障の実際

授業科目名	障害者支援演習		科目番号	A 2 5 7 0
英 訳	Working with Students with Special Educational Needs		科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input checked="" type="checkbox"/> 選択科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次			
授業の形式	演習(対面)			
担当教員	佐藤正幸、渡部杏菜		単位数	1単位
授業の概要	肢体不自由、病弱・虚弱、精神障害、発達障害について概説する。その上で、複数の障害（特別な教育的ニーズ）を併せ有する障害児童・生徒・学生（発達障害、肢体不自由、病弱・虚弱、精神障害を併せ有する重複障害及び視覚・聴覚二重障害（盲ろう））の理解を深め、支援の在り方について検討する。内容としては学習環境の整備、学習支援及び生活支援の実際を取り上げる。			
授業の到達目標	種々の障害及び他の障害を併せ有する視覚障害並びに聴覚障害について理解した上で、必要な支援が構築できること。			
受講条件	特になし			
教材、参考書	授業項目に関する資料を適宜配付する			
時間外学修の内容と時間の目安	準備学修	資料を精読し疑問点を整理しておくこと（1h）		
	事後学修	講義において学んだこと、また質問して教示を得たことがあれば整理しておくこと（1h）		
成績評価方法	レポート（70%）並びに授業への取組（討論への参加状況等：30%）で評価を行う。			
キーワード	盲ろう、発達障害、肢体不自由、病弱・虚弱、精神障害			

授業計画

回	担当教員	授業内容
1	佐藤正幸	ガイダンス
2	佐藤正幸	他の障害を併せ有する視覚障害者及び聴覚障害者の現況
3	佐藤正幸	肢体不自由
4	佐藤正幸	精神障害 1
5	佐藤正幸	精神障害 2
6	渡部杏菜	発達障害概論
7	渡部杏菜	発達障害（学習障害）
8	渡部杏菜	発達障害（注意欠如・多動性障害（ADHD））
9	渡部杏菜	発達障害（自閉症スペクトラム（ASD））
10	佐藤正幸	複数の障害（特別な教育的ニーズ）を併せ有する幼児の支援
11	佐藤正幸	複数の障害（特別な教育的ニーズ）を併せ有する児童の支援
12	佐藤正幸	複数の障害（特別な教育的ニーズ）を併せ有する生徒・学生の支援
13	佐藤正幸	病弱・虚弱
14	佐藤正幸	盲ろう
15	佐藤正幸	盲ろう児・者の支援

授業科目名	情報アクセシビリティ特別研究 1	科目番号	A9000
英 訳	Information Accessibility Special Project 1	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 選択科目 <input checked="" type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1年次		
授業の形式	演習(対面)		
担当教員	飯塚、伊藤、大杉、香田、佐藤、長南、三好、白澤、中島、新井、金堀、脇中、小林(ゆ)、小林(洋)、田中、宮城	単位数	4単位
授業の概要	情報アクセシビリティの各研究テーマに関する専門的な知識を教授するとともに、そのテーマの研究を指導する。		
授業の到達目標	情報アクセシビリティの各研究テーマに関する専門的な知識を修得し、最先端の理論、技術などの情報を自主的に収集し、自ら課題を把握・分析でき、研究テーマにそった研究計画を立案できるようにする。		
受講条件	なし		
教材、参考書	各指導教員が指示する		
時間外学修の内容と時間の目安	準備学修	資料を精読し疑問点を整理しておくこと(3h)	
	事後学修	演習において学んだこと、また質問して教示を得たことがあれば整理しておくこと(4h)	
成績評価方法	指導教員が成績を総合的に判断する。		
キーワード	修士研究		

授業計画

回	担当教員	授業内容
1	指導教員	ガイダンス
2	指導教員	各自のテーマについて検討(全体)
3	指導教員	テーマの決定(全体)
4	指導教員	個別指導
5	指導教員	個別指導
6	指導教員	個別指導
7	指導教員	個別指導
8	指導教員	個別指導
9	指導教員	個別指導
10	指導教員	個別指導
11	指導教員	個別指導
12	指導教員	個別指導
13	指導教員	個別指導
14	指導教員	個別指導
15	指導教員	中間発表(全体)
16	指導教員	個別指導
17	指導教員	個別指導
18	指導教員	個別指導
19	指導教員	個別指導
20	指導教員	個別指導
21	指導教員	個別指導
22	指導教員	個別指導
23	指導教員	個別指導
24	指導教員	個別指導
25	指導教員	個別指導
26	指導教員	個別指導
27	指導教員	個別指導
28	指導教員	個別指導
29	指導教員	個別指導
30	指導教員	発表会(全体)、評価

授業科目名	情報アクセシビリティ特別研究 2	科目番号	A9010
英 訳	Information Accessibility Special Project 2	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 選択科目 <input checked="" type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	2年次		
授業の形式	演習(対面)		
担当教員	飯塚、伊藤、大杉、香田、佐藤、長南、三好、白澤、中島、新井、金堀、脇中、小林(ゆ)、小林(洋)、田中、宮城	単位数	6単位
授業の概要	情報アクセシビリティの各研究テーマに関する研究を指導する。また、修士論文執筆及びプレゼンテーションを行う。		
授業の到達目標	情報アクセシビリティの各研究テーマについて、指導教員の下で基礎知識や専門知識を統合して遂行できるようにするとともに、研究成果を修士論文としてまとめ、簡潔に研究内容を発表できるようにする。		
受講条件	情報アクセシビリティ特別研究1を履修、単位取得済みであること		
教材、参考書	各指導教員が指示する		
時間外学修の内容と時間の目安	準備学修	資料を精読し疑問点を整理しておくこと(3h)	
	事後学修	演習において学んだこと、また質問して教示を得たことがあれば整理しておくこと(4h)	
成績評価方法	指導教員が成績を総合的に判断する。		
キーワード	修士研究		

授業計画

回	担当教員	授業内容
1	指導教員	ガイダンス
2	指導教員	個別指導
3	指導教員	個別指導
4	指導教員	個別指導
5	指導教員	個別指導
6	指導教員	個別指導
7	指導教員	個別指導
8	指導教員	個別指導
9	指導教員	個別指導
10	指導教員	個別指導
11	指導教員	個別指導
12	指導教員	個別指導
13	指導教員	個別指導
14	指導教員	個別指導
15	指導教員	中間発表(全体)
16	指導教員	個別指導
17	指導教員	個別指導
18	指導教員	個別指導
19	指導教員	個別指導
20	指導教員	個別指導
21	指導教員	個別指導
22	指導教員	個別指導
23	指導教員	個別指導
24	指導教員	個別指導
25	指導教員	個別指導
26	指導教員	個別指導
27	指導教員	個別指導
28	指導教員	個別指導
29	指導教員	個別指導
30	指導教員	発表会(全体)、評価

IX 関係規則

学則	54
大学院履修規程	74
情報アクセシビリティ専攻履修細則	78
特設科目の開設に関する細則	80
学位規程	81
研究科論文審査に関する細則	84
試験実施要項	87
大学院学生の他の大学の大学院において履修した単位及び入学前の既修得単位の認定に関する規程	89
大学院における他の大学院の授業科目を履修する学生の取扱いに関する規程	90
大学院長期履修学生に関する規程	92
大学院研究指導に関する規程	96
大学院再入学に関する規程	99
科目等履修生規程	100
研究生規程	102

第1章 大学

第1節 目的、自己評価等

(大学の目的)

第1条 国立大学法人法（平成15年法律第112号）の規定に基づき設置される国立大学法人筑波技術大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する筑波技術大学（以下「本学」という。）は、聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として個々の学生の障害や個性に配慮しつつ、障害を補償した教育を通じて、幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人を養成し、両障害者の社会的自立と社会貢献できる人材の育成を図るとともに、新しい教育方法を開発し障害者教育の改善に資することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（外部による評価を含む。以下「点検・評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の点検・評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。
- 3 前項に規定する点検・評価の項目並びに実施体制等については、別に定める。

第2章 学部

第1節 学部の目的

(学部の目的)

第3条 本学に、産業技術学部及び保健科学部を置く。

- 2 前項に規定する学部は、次の各号に定めることを目的とする。

(1) 産業技術学部

聴覚障害者を対象とし、その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより、聴覚障害者の社会的地位を向上させるとともに、技術革新が進む情報社会の中で十分に活躍し、社会全体の環境整備に貢献できる専門職業人を育てていく。

(2) 保健科学部

視覚障害者を対象とし、その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより、視覚障害者の社会的地位を向上させるとともに、東西医

学統合医療及び情報の連携を図り、情報化・高齢化が進む現代社会において活躍できる人を育てていく。

第2節 構成及び教育研究上の目的

(学部の構成及び教育研究上の目的)

第4条 産業技術学部並びに保健科学部に学科及び専攻を置く。

2 産業技術学部に次の学科を置く。

産業情報学科

総合デザイン学科

3 保健科学部に次の学科及び専攻を置く。

保健学科鍼灸学専攻

保健学科理学療法学専攻

情報システム学科

4 第2項に規定する学科は、次の各号に定めることを教育研究上の目的とする。

(1) 産業情報学科

情報科学とシステム工学の分野において、専門的な能力の育成を図り、「情報処理」と「ものづくり」の技術を通して、快適な社会と生活環境の整備に貢献できる人材を育成する。

(2) 総合デザイン学科

生活環境を総合的に考え、生活の中で関わりをもつ環境やモノや情報を中心としたデザインに関する知識と専門技術を身につけ、ユニバーサルデザインなどへも視点を広げ、豊かな感性と創造的表現力を持ち、社会に貢献できる人材を育成する。

5 第3項に規定する学科及び専攻は、次の各号に定めることを教育研究上の目的とする。

(1) 保健学科

視覚障害による情報授受障害を克服するため補償能力を高め、豊かな人間性を養い、様々な状況に対処できるはり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師又は理学療法士を養成する。

ア 鍼灸学専攻

鍼灸・手技療法に関する専門的な知識と技術を身につけた、はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師を養成する。特に、東洋医学と西洋医学の両視点を兼ね備えた高い専門性を教育し、現代医療に貢献できる専門技術者を育成する。

イ 理学療法学専攻

理学療法に関する高い専門性を身につけた理学療法士を養成する。特に、実習科目や臨床実習において個別指導に重点をおいた教育を行うことで、実務能力向上を目指し、社会に貢献できる専門技術者を育成する。

(2) 情報システム学科

視覚障害補償技術を活用して情報処理の知識と技術を系統的に習得し、実際的なコンピュータ技術やビジネス知識を身につけた社会に貢献できる人材を育成する。

第3節 定員

(定員)

第5条 学部及び学科等の収容定員等は、次のとおりとする。

学 部	学科等	入学定員	収容定員
産業技術学部	産業情報学科	35	140
	総合デザイン学科	15	60
小 計		50	200
保健科学部	保健学科		
	鍼灸学専攻	20	80
	理学療法学専攻	10	40
	情報システム学科	10	40
小 計		40	160
合 計		90	360

第4節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第6条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第7条 学部の在学年限は、8年とする。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期等)

第9条 学年を次の2学期に分ける。

(1) 第1学期 4月から9月まで

(2) 第2学期 10月から翌年3月まで

2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

3 第1項の規定に関わらず、教育上必要がある場合には、学長は、学期の期間を変更することができる。

第10条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 開学記念日 10月1日

(5) 春季休業 3月1日から4月7日まで

(6) 夏季休業 8月7日から9月30日まで

(7) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 学長は、必要がある場合は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。
- 4 学長は、教育上必要がある場合には、休業日に授業を行うことができる。

第6節 入学及び学籍

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学の資格)

第12条 産業技術学部に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する聴覚に障害がある者で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもの又は補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能若しくは著しく困難な程度のものとする。

- (1) 特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法第1条に規定する聾学校を含む。）高等部を卒業した者
 - (2) 高等学校を卒業した者
 - (3) 中等教育学校を卒業した者
 - (4) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
 - (5) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (7) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定により、文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者として文部科学大臣の指定した者
 - (9) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - (10) 学校教育法（昭和22年法律第28号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、当該者を本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (11) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
- 2 保健科学部に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する視覚に障害がある者で、両眼の矯正視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著

しく困難な程度のもの若しくは将来点字等の特別の方法による教育を必要とすることとなると認められるものとする。

- (1) 特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法第1条に規定する盲学校を含む。）高等部を卒業した者
- (2) 高等学校を卒業した者
- (3) 中等教育学校を卒業した者
- (4) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (5) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) 学校教育法施行規則第150条第3号の規定により、文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者として文部科学大臣の指定した者
- (9) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (10) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者を本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (11) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
(入学の出願)

第13条 本学への入学志願者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、必要な書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第14条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第15条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。）に入学を許可する。

(編入学、転入学及び再入学)

第16条 第12条に規定する本学への入学資格に該当する聴覚又は視覚に障害がある者で、次の各号のいずれかに該当するものが編入学を志願したときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し、62単位以上修得し、退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する者に限る。）
- (5) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する者に限る。）

2 第12条に規定する本学への入学資格に該当する聴覚又は視覚に障害がある者で、他の大学（外国の大学を含む。）に在学しているものが、転入学を志願したときは、選考の上、相当年次に転入学を許可することができる。

3 本学を卒業した者又は第22条の規定により退学した者が再入学を志願したときは、選考の上、相当年次に再入学を許可することができる。

4 前各項に規定する編入学、転入学及び再入学に係る入学手続き及び入学許可については、第15条の規定を準用する。

5 編入学、転入学及び再入学に関する必要な事項は、別に定める。

（学科・専攻間の移籍）

第17条 学生が、現に所属する学部の他の学科・専攻に移籍を志願した場合には、選考の上、当該学部長の許可を得て、他の学科・専攻の相当年次に移籍することができる。

（休学）

第18条 疾病その他特別の理由により、引き続き2ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

（休学の期間）

第19条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学の期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学の期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

（復学）

第20条 休学期間中に、その理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

（留学）

第21条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学等との協議に基づき、学生が外国

の大学等で学修することを目的とする留学を許可することができる。

- 2 留学期間は1年以内とする。ただし、止むを得ない事情があると認められるときは、1年を限度として、留学期間の延長を許可することができる。
- 3 留学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 4 留学期間は、第35条に規定する在学期間を含めることができる。

(退学・転学)

第22条 退学又は転学をしようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第7条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第19条に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が不許可となった者若しくは半額免除が許可となった者で、所定の期日までに入学料を納付しないもの又は徴収猶予が許可となった者で、徴収猶予期間を超えて、なお入学料を納付しないもの
- (5) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

第7節 教育課程、履修方法等

(教育課程の編成方針)

第24条 教育課程は、本学学部、学科及び専攻（以下「学部等」という。）の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(授業科目等)

第25条 学部の授業科目の区分は、教養教育系科目及び専門教育系科目とする。

- 2 授業科目及び単位数は、別に定める。
- 3 授業科目の履修方法等については、別に定める。
- 4 授業の方法は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用とする。
- 5 前項の授業については、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 6 第4項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(教育職員の免許に関する授業科目等)

第26条 前条の授業科目に加えて教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の定める教員の免許状で、別に示す種類及び教科の免許状の取得に必要な授業科目を開設する。

- 2 前項の授業科目、単位数及び履修方法等については、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第27条 学部長は、学生に対して、授業科目の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学部長は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第28条 学部は、当該学部等の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

- 2 学部は、組織的な研修及び研究の実施結果について、毎年度、学長に報告するものとする。

(他大学等における授業科目の履修等の取扱い)

第29条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、60単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。
- 3 前2項の規定は、学生が、外国の他大学等に留学する場合及び外国の他大学等が行う通信教育における授業科目を国内において履修する場合について準用する。
- 4 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 5 前項の規定により与えることができる単位数は、第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。

(単位の計算方法等)

第30条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して、別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別研究の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を別に定めるものとする。

(単位の授与)

第31条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、前条第2項に規定する特別研究の授業科目については、別に定める方法により学修の成果を評価して単位を与える。

(成績の評価)

第32条 授業科目の成績は、A+、A、B、C及びDの5種類の評語をもって表し、A+、A、B及びCを合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第33条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次年度又は次学期に、前項の単位数の上限を超えて履修科目を登録することができる。

3 前2項に規定する履修科目の登録に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に本学、他大学等又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、別に定めるところにより、本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第29条第4項に規定する学修を、別に定めるところにより、本学入学後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位については、第16条に規定する編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第29条第2項及び第5項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、卒業の要件となる単位として認めることができる。この場合において、第29条第3項により修得したものとみなす単位数と合わせるときは、60単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。

第8節 卒業及び学位授与

(卒業)

第35条 学長は、本学に4年以上在学し、別に定める所定の授業科目を履修し、かつ、124単位以上を修得した者について、各学部教授会の議を経て、その卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第25条第5項及び第6項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

3 卒業の時期は、学年又は学期の終わりとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、学長は本学に3年以上在学した学生が、卒業の要件として124単位以上を特に優秀な成績で修得したと認める場合であって、かつ、当該学生が卒業を希望する場合には、各学部教授会の議を経て、その卒業を認定することができる。

(学位の授与)

第36条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

- 2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、別に定める。

第9節 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

第37条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可する。

(科目等履修生)

第38条 本学において、一又は複数の特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を授与することができる。

- 2 前項の単位の授与については、第31条の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第39条 他の大学(外国の大学を含む。)の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(その他)

第40条 本節に定めるもののほか、研究生、科目等履修生及び特別聴講学生に関し、必要な事項は、別に定める。

第3章 大学院

第1節 大学院の目的

(大学院の目的)

第41条 筑波技術大学大学院(以下「本大学院」という。)は、学部における一般的教養及び専門教育を基盤として、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成することを目的とする。

第2節 構成

(大学院)

第42条 本大学院に技術科学研究科(以下「研究科」という。)を置く。

- 2 研究科は、修士課程とする。
3 研究科に次の専攻を置く。

産業技術学専攻

保健科学専攻

情報アクセシビリティ専攻

- 4 前項に規定する専攻は、次の各号に定めることを教育研究上の目的とする。

(1) 産業技術学専攻

聴覚障害者の社会的自立・参画・貢献はもとより、専門領域に関する系統的な専門知識と技術を持ち、生産の現場において中核的な役割を担う高度専門職業人を育成する。

(2) 保健科学専攻

視覚障害者の社会的自立・参画・貢献はもとより、専門領域に関する系統的な専門知識と技術を持ち、社会において中核的な役割を担う高度専門職業人を育成する。

(3) 情報アクセシビリティ専攻

聴覚・視覚障害者の社会的自立・参画に貢献するための障害者支援に関する専門的、系統的な知識と技術を有し、社会において障害者支援の中核的な役割を担う高度専門職業人及び情報保障の研究者を育成する。

第3節 定員

(定員)

第43条 研究科の収容定員等は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
産業技術学専攻	4	8
保健科学専攻	3	6
情報アクセシビリティ専攻	5	10
合計	12	24

第4節 修業年限，在学年限

(修業年限)

第44条 本大学院の標準修業年限は、2年とする。

2 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する場合には、当該学生（以下「長期履修学生」という。）の修業年限を3年とすることを認めることができる。

3 前項の取扱いについては、別に定める。

(在学年限)

第45条 本大学院の在学年限は、4年とする。ただし、長期履修学生として認められた者の在学年限は、5年とする。

第5節 学年，学期及び休業日

(学年，学期及び休業日)

第46条 本大学院における学年，学期及び休業日は、第8条から第10条までの規定を準用する。

第6節 入学及び学籍

(入学の時期)

第47条 本大学院における入学の時期は、第11条の規定を準用する。

(入学の資格)

第48条 産業技術学専攻に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する聴覚

に障害がある者で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもの又は補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能若しくは著しく困難な程度のものとする。

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育により当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定により、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定により、大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者を本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 大学に3年以上在学した者であって、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (11) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (12) 本大学院において行う個別の入学資格審査において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

- 2 保健科学専攻に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する視覚に障害がある者で、両眼の矯正視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもので若しくは将来点字等の特別の方法による教育を必要とすることとなると認められるものとする。
- (1) 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育により当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定により、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定により、大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定した者
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者を本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 大学に3年以上在学した者であって、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (11) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀

な成績で修得したと認めたもの

- (12) 本大学院において行う個別の入学資格審査において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 3 情報アクセシビリティ専攻に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育により当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定により、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定により、大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者を本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 大学に3年以上在学した者であって、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (11) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀

な成績で修得したと認めたもの

(12) 本大学院において行う個別の入学資格審査において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

(入学の出願)

第49条 本大学院への入学志願者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、必要な書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第50条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第51条 入学手続及び入学許可は、第15条の規定を準用する。

(転入学及び再入学)

第52条 他の大学の大学院に現に在学する者（外国の大学の大学院に在学する者及び我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者（学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。）を含む。）が、転入学を志願（第48条に規定する者に限る。）したときは、選考の上、相当年次に転入学を許可することができる。

2 第57条の規定により退学した者が再入学を志願したときは、選考の上、相当年次に再入学を許可することができる。

3 転入学及び再入学に関する必要な事項は、別に定める。

(休学)

第53条 疾病その他特別の理由により引き続き2か月以上修学することができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第54条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

(復学)

第55条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

(留学)

第56条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学の大学院又は外国の研究機関との協議に基づき、学生が外国の大学の大学院等で学修することを目的とする留学を許可することができる。

- 2 留学期間は1年以内とする。ただし、止むを得ない事情があると認められるときは、1年を限度として、留学期間の延長を許可することができる。
- 3 留学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 4 留学期間は、第66条に規定する在学期間に含まれることができる。

(退学)

第57条 退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第58条 次の各号のいずれかに該当する学生は、学長が除籍する。

- (1) 第45条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第54条に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が不許可となった者若しくは半額免除が許可となった者で、所定の期日までに入学料を納付しないもの又は徴収猶予が許可となった者で、徴収猶予期間を超えて、なお入学料を納付しないもの
- (5) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

第7節 教育課程、履修方法等

(教育課程の編成方針)

第59条 教育課程は、本学、本大学院及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に編成するものとする。

- 2 研究科の授業科目及び単位数は、別に定める。
- 3 授業の方法、教育職員の免許に関する授業科目等、単位の計算方法及び単位の授与については、第25条第4項、第5項及び第6項、第26条、第30条及び第31条の規定を準用する。
- 4 授業科目の成績は、A+、A、B、C及びDの5種類の評語をもって表し、A+、A、B及びCを合格とする。

(研究指導教員)

第60条 研究科長は、教育課程における授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために、大学院技術科学研究科運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、学生ごとに研究指導教員を定める。

(教育方法の特例)

第61条 本大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第62条 研究科長は、学生に対して、授業科目及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 研究科長は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第63条 研究科は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 研究科は、組織的な研修及び研究の実施結果について、毎年度、学長に報告するものとする。

(他の大学院又は研究機関における研究指導)

第64条 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究機関（外国の大学の大学院又は外国の研究機関を含む。以下この項において「他の大学の大学院等」という。）と協議の上、学生が、当該他の大学の大学院等において必要な研究指導を受けること（以下この条において「特別研究派遣」という。）を認めることができる。

2 特別研究派遣の期間は、1年以内とする。

3 特別研究派遣の期間は、大学院の修業年限及び在学年限に算入するものとする。

(他の大学院における授業科目の履修の取扱い)

第65条 教育上有益と認めるときは、他大学との協議に基づき、学生が他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を別に定めるところにより、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得した単位は、15単位を限度として、研究科において修了の要件となる単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第66条 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院入学前に本大学院又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。）を別に定めるところにより、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条及び前項により本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数とあわせて15単位を限度として修了の要件となる単位として認めることができる。

3 第2項に定めるもののほか、既修得単位の認定に関する必要な事項は、別に定める。

第8節 修了及び学位

(修了)

第67条 学長は、本大学院に2年以上在学し、修了の要件として必要な授業科目を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び試験に合格した学生について、運営委員会の議を経て、その修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、研究科の目的に応じ、適当と認められるときは、特定の課題につい

ての研究の成果の審査をもって、学位論文の審査に代えることができる。

3 修了の時期は、学年又は学期の終わりとする。

(学位の授与)

第68条 本大学院の課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、別に定める。

第9節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生

(研究生)

第69条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可する。

(科目等履修生)

第70条 本大学院において、一又は複数の特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を授与することができる。

2 前項の単位の授与については、第31条の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第71条 他の大学(外国の大学を含む。以下同じ。)の大学院の学生で本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

第72条 他の大学の大学院学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別研究学生とすることができる。

(その他)

第73条 本節に定めるもののほか、研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生に関する必要な事項は、別に定める。

第4章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等)

第74条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法は、別に定める。

(休学の場合の授業料)

第75条 休学を許可された者又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。ただし、休学する日が月の初日に当たるときは、その月から授業料を免除する。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予)

第76条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認める場合は、入学料、授業料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項については、別に定める。

(研究生，科目等履修生，特別聴講学生及び特別研究学生の検定料等)

第77条 研究生，科目等履修生，特別聴講学生及び特別研究学生の検定料，入学料及び授業料については，別に定める。

(納付した授業料等)

第78条 納付した検定料，入学料，授業料及び寄宿料は，返付しない。ただし，国立大学法人筑波技術大学における授業料その他の費用に関する規程（平成17年規程第66号）に定めがある場合には，この限りではない。

第5章 賞罰

(表彰)

第79条 学生として表彰に値する行為があった者は，別に定めるところにより，学長が表彰する。

(懲戒)

第80条 本学の規則に違反し，又は学生としての本分に反する行為をした者は，別に定めるところにより，学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は，退学，停学及び訓告とする。

3 前項の退学は，次の各号いずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当な理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し，その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は，在学年限に算入し，修業年限に算入しない。ただし，停学の期間が1月を超えないときは，修業年限に算入することができる。

第6章 学生寄宿舍

(学生寄宿舍)

第81条 本学に，学生寄宿舍を置く。

2 学生寄宿舍に関し必要な事項は，別に定める。

第7章 公開講座

(公開講座)

第82条 社会人の教養を高め，文化の向上に資するため，本学に公開講座を開設する。

2 公開講座に関し必要な事項については，別に定める。

第8章 組織及び管理運営

(組織及び管理運営)

第83条 法人及び本学の組織及び管理運営に関し，必要な事項は別に定める。

第9章 雑則

(その他)

第84条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度の研究科の収容定員等は、第43条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

専 攻	入学定員	収容定員
産業技術学専攻	4	8
保健科学専攻	3	6
情報アクセシビリティ専攻	5	5
合 計	12	19

附 則

この学則は、平成28年5月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年6月24日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

○国立大学法人筑波技術大学大学院履修規程

〔平成22年2月26日〕
規程第7号

最終改正 令和4年3月9日規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号。以下「学則」という。）第59条第2項、第3項の規定に基づき、大学院の教育課程の編成及びその履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修コース及び授業科目等)

第2条 専攻に、履修コースを設ける。履修コースは別表第1のとおりとする。

2 前項の履修コースで履修すべき授業科目及び修了に必要な単位数は、別表第2のとおりとする。

3 各年度に開設する授業科目名、単位数、担当する教員名及び授業教室等については、学年の授業開始前に公示する。

(教育職員の免許に関する授業科目等)

第3条 学則第59条に規定する教育職員の免許に関する免許状の種類及び教科、免許状の取得に必要な授業科目、単位数及び履修方法は、別表第3、4のとおりとする。

(1単位あたりの授業時間数)

第4条 1単位あたりの授業時間数は学則第59条第3項において準用する学則第30条第1項の規定に基づき、次のとおりとする。

(1) 講義については、15時間の授業時間をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業時間をもって1単位とする。

(3) 講義・演習については、20時間の授業時間をもって1単位とする。

(4) 実習については、30時間の授業時間をもって1単位とする。

第5条 学生は、当該年度に履修しようとする授業科目のすべてについて、専攻長等の履修指導を経て、年度当初の所定の期間内に、別に定める様式により、研究科長に申請するものとする。

2 第1項の申請を行った後には、原則として履修科目の変更及び取消しは認めないものとする。ただし、特別な理由がある場合には、各学期当初の所定の期間内に履修申請の訂正ができるものとする。

3 履修申請をしなかった授業科目については、履修及び単位の取得はできないものとする。

(単位の授与)

第6条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。

(成績評語)

第7条 成績の評語は、学則第59条第4項に定める成績の評語をもって表すものとし、その評点および評価基準は次の表のとおりとする。

評 語	評点 (100点満点)	評価基準
A +	100点から90点まで	到達目標を達成し、特に優秀な成績を修めている
A	89点から80点まで	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている
B	79点から70点まで	到達目標を達成し、良好な成績を修めている
C	69点から60点まで	到達目標を最低限達成している
D	59点以下	到達目標に達していない

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月29日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前の入学者については、なお従前の例による。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、新履修規程別表第3の規定は、平成26年度以前に入学し、現に在学している学生に適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前の入学者については、なお従前の例による。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、新履修規程別表第3の規定は、平成28年度以前に入学し、現に在学している学生に適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表2(第2条関係)

(1) 産業技術学専攻(省略)

(2) 保健科学専攻(省略)

(3) 情報アクセシビリティ専攻

授業科目			授業方法	単位数	必修選択の別	履修年次	修了所要単位数	
区分	科目名						2単位以上	6単位以上
基盤科目	共通科目	情報アクセシビリティ研究特論1	講義	2	選択	1	2単位以上	6単位以上
		情報アクセシビリティ研究特論2	講義	2	選択	1		
		聴覚障害リハビリテーション特論	講義	2	選択	1		
		視覚障害リハビリテーション特論	講義	2	選択	1		
		聴覚障害情報保障特論	講義	2	選択	1		
		視覚障害情報保障特論	講義	2	選択	1		
専門科目	コース指定選択科目	障害者支援 聴覚障害	聴覚障害教育特論	講義	2	選択	1,2	14単位以上 (コース指定 選択科目6 単位以上を 含む。)
			聴覚障害情報保障システム特論	講義	2	選択	1,2	
			聴覚障害コミュニケーション技術演習	演習	2	選択	1,2	
			聴覚障害学特論	講義	2	選択	1,2	
		視覚障害	視覚障害教育特論	講義	2	選択	1,2	
			視覚障害情報保障システム特論	講義	2	選択	1,2	
			点字・ロービジョンケア技術特論	講義	2	選択	1,2	
			視覚障害アクセシビリティプログラミング演習	演習	2	選択	1,2	
			視覚障害アクセシビリティプログラミング特論	講義	2	選択	1,2	
			手話教育	手話言語学特論	講義	2	選択	
		手話言語学・教育演習		演習	2	選択	1,2	
		ろう者学教育コンテンツ特論		講義	2	選択	1,2	
		手話教育特論		講義	2	選択	1,2	
		手話通訳特論		講義	2	選択	1,2	
	手話通訳演習	演習		1	選択	1,2		
	選択科目	障害学生支援コーディネータート論	講義	2	選択	1		
		障害学生支援コーディネータート実習1	実習	1	選択	1		
		障害学生支援コーディネータート実習2	実習	2	選択	2		
		障害者就労支援特論	講義	2	選択	1		
		特別支援教育情報保障特論	講義	2	選択	1		
		障害者支援演習	演習	1	選択	1,2		
	科研特 目究別	情報アクセシビリティ特別研究1	演習	4	必修	1	10単位	
		情報アクセシビリティ特別研究2	演習	6	必修	2		
修了要件単位合計							30単位以上	

○国立大学法人筑波技術大学大学院技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻履修細則

平成 25 年 12 月 18 日
細 則 第 4 号

最終改正 令和4年2月22日細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号。以下「学則」という。）及び国立大学法人筑波技術大学大学院履修規程（平成22年規程第7号。以下「大学院履修規程」という。）に規定するもののほか、情報アクセシビリティ専攻の履修コースにおける履修要件等について、必要な事項を定めるものとする。

(履修要件)

第2条 情報アクセシビリティ専攻における履修要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基盤科目においては、選択科目の「情報アクセシビリティ研究特論1」又は「情報アクセシビリティ研究特論2」2単位を含め、6単位以上を修得しなければならない。
- (2) 専門科目においては、履修する履修コースが開設した授業科目の6単位以上を含め、14単位以上を修得しなければならない。
- (3) 1年次に基盤科目及び専門科目の中で、必修科目の8単位を修得していない場合は、次の年度以降の履修に際して、指導や制限を加えることがある。

(その他)

第3条 「1」及び「2」が付されている授業科目の履修において、「2」が付されている授業科目の履修に当たっては、「1」が付されている授業科目の評価（大学院履修規程第7条に定める評語の成績）を得ていることを必要とする。

- 2 専攻長ならびに授業担当教員の承認を得て、本専攻が指定する他専攻の開設する授業科目を履修することができる。なお、当該科目の修得単位については、4単位までを専門科目の修了に必要な修得単位として認めることができる。
- 3 この細則に規定するもののほか、学則第59条に規定する特別研究の履修方法及び評価方法及び学則第67条第1項に規定する早期修了要件に関し必要な事項は、専攻教授会において別に定める。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年5月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、平成28年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

国立大学法人筑波技術大学特設科目の開設に関する細則

平成 24 年 7 月 25 日
細 則 第 4 号

最終改正 平成 25 年 11 月 27 日細則第 2 号

国立大学法人筑波技術大学特設科目の開設に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人筑波技術大学履修規程（平成 17 年規程第 76 号。以下「履修規程」という。）第 9 条及び国立大学法人筑波技術大学大学院履修規程（平成 22 年規程第 7 号。以下「大学院履修規程」という。）第 8 条の規定に基づき、特設科目の開設に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目等)

第 2 条 この細則により開設する特設科目は、別表のとおりとする。

2 前項の特設科目は、自由科目とし卒業又は修了の要件の単位に含めないものとする。

(履修方法)

第 3 条 履修方法は、履修規程第 4 条又は大学院履修規程第 5 条の規定にかかわらず、特設科目授業担当教員が定めた期間に申請するものとする。

2 前項の申請にあたっては、授業担当教員が選考を行うものとする。

(その他)

第 4 条 単位の授与及び成績標語については、履修規程又は大学院履修規程により行うものとする。

附 則

この細則は、平成 24 年 7 月 25 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 25 年 11 月 27 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表

産業技術学部、保健科学部、技術科学研究科

授業科目		授業方法	単位数	履修年次
区分	科目名			
自由科目	異文化コミュニケーション※	実習	1	全

備考 ※には、開設する科目の内容により記号を付す。

○国立大学法人筑波技術大学学位規程

〔平成22年1月29日〕
規程第2号

最終改正 平成26年2月26日 規程第7号

国立大学法人筑波技術大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項並びに国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号。以下「学則」という。）第36条及び第68条の規定に基づき、本学において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学則第36条及び学則第68条に規定する学士及び修士とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、学則第35条の規定により本学学部を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位の授与は、学則第67条の規定により本学大学院修士課程を修了した者に対し行う。

(学位論文の審査)

第5条 前条の学位の授与に係る学位論文審査に関する事項は、別に定める。

(学位記の様式)

第6条 学位記の様式は、別記様式1及び別記様式2とする。

(専攻分野の名称)

第7条 学士の学位を授与するに当たって、付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学 部	学科・専攻等	学位（専攻分野の名称）
産業技術学部	産業情報学科	学士（工学）
	総合デザイン学科	学士（デザイン学）
保健科学部	保健学科	
	鍼灸学専攻	学士（鍼灸学）
	理学療法学専攻	学士（理学療法学）
	情報システム学科	学士（工学）

2 修士の学位を授与するに当たって、付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

研究科	専 攻	学位（専攻分野の名称）
技術科学研究科	産業技術学専攻	修士（工学）
		修士（デザイン学）
	保健科学専攻	修士（鍼灸学）
		修士（理学療法学）
情報アクセシビリティ専攻	修士（工学）	
	情報アクセシビリティ専攻	修士（情報保障学）

(学位名称の使用)

第8条 本学において学位を授与された者は、学位の名称を用いるとき「筑波技術大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第9条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学部にあつては当該教授会、大学院にあつては大学院運営委員会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を還付させることがある。

2 当該教授会又は大学院運営委員会が前項の議決を行うに当たっては、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(雑則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、学部及び大学院において別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月13日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年6月29日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式1（第6条関係）

〇〇第〇〇号
学 位 記
氏 名 年 月 日生
本学〇〇学部〇〇学科（〇〇専攻）所定の課程を修めて本学を卒業 したことを認め学士（専攻分野の名称）の学位を授与する
年 月 日
国立大学法人 筑波技術大学長
学長の印

様式は、A4判とする。

別記様式2（第6条関係）

修 第 号	年 月 日	を 授 与 す る	本 学 大 学 院 修 士 課 程 技 術 科 学 研 究 科 〇 〇 専 攻 を 修 了 し た の で 修 士 （ 専 攻 分 野 の 名 称 ） の 学 位	年 月 日 生	氏 名	学 位 記
筑 波 技 術 大 学 長	国 立 大 学 法 人					

様式は、A3判とする。

平成23年6月29日
細則第10号

最終改正 令和2年3月11日 細則第4号

国立大学法人筑波技術大学大学院技術科学研究科論文審査に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人筑波技術大学学位規程（平成22年規程第2号。以下「学位規程」という。）第5条の規定に基づき、修士課程における学位論文審査を行うために必要な事項を定めるものとする。

(学位論文の提出)

第2条 学位規程第4条に規定する学位論文（学則第67条第2項に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。）における使用言語は、日本語または英語とし、在学期間中に研究科長に提出するものとする。なお、提出時期等は、研究科長の定めるところによる。

2 提出された学位論文等は、返還しない。

(学位論文の受理及び審査の付託)

第3条 研究科長は、前条第1項の規定により学位論文を受理したときは、大学院運営委員会（以下「運営委員会」という。）にその審査を付託するものとする。

(審査委員会)

第4条 前条の規定により学位論文の審査が付託されたときは、運営委員会は、当該研究科の教授のうちから3名の審査委員を選出し、当該学位論文の審査を行わせるものとする。

ただし、必要があるときは、当該研究科の教授以外の教員を審査委員として選出することができる。

2 運営委員会は、学位論文の審査に当たって必要と認めるときは、前項の審査委員のうち、他の大学の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）の教員等を審査委員として選出することができる。

(審査委員会の任務)

第5条 審査委員会は、当該論文審査等の専門的な検討を行い、判定案を作成するものとする。

(審査委員会の主査及び副査)

第6条 論文審査は、主査1名及び副査2名の計3名により行う。

2 主査は、各専攻において次に掲げる研究指導の専任教員で、当該論文審査等を行うにふさわしい研究業績を有する者とし、運営委員会が認定した者とする。

(1) 産業技術学専攻及び保健科学専攻にあつては、学位申請学生の所属するコースの教員

(2) 情報アクセシビリティ専攻にあつては、専攻の教員

この場合、学位申請学生の指導教員（副指導を含む。）は主査になれない。

3 副査は、当該論文審査等を行うにふさわしい研究業績を有する研究指導の専任教員又はそれに相当すると運営委員会が認定した者とする。

この場合、学位申請学生の指導教員（副指導を含む。）1名を副査に選出することは

妨げない。

(審査委員会の主査の任務)

第7条 主査は、当該審査委員会を招集し、その議長となる。

2 主査は、論文審査等の判定案を作成したときは、速やかに運営委員会に論文審査等報告書を提出するものとする。

(審査委員会の主査及び副査の任期)

第8条 主査及び副査の任期は、当該審査委員会において論文審査等の合格又は不合格が判定された日までとする。

(学位論文の審査基準)

第9条 学位論文の審査基準は、専攻ごとに研究科長が別に定める。

2 特定の課題についての研究の成果に係る審査基準は、課題の特性を考慮した上で、前項に準じるものとする。

(学位論文の審査及び最終試験)

第10条 第3条の規定により受理した学位論文については、審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連する事項について口頭又は筆記により行う。

3 学位規程第4条に規定する学位授与に係る修士論文審査等の期間は、3月以内とする。

(論文審査の判定案の報告)

第11条 前条の規定により学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、審査委員は、論文審査の要旨に最終試験の成績を添え、運営委員会に文書で報告しなければならない。

(学位論文審査と最終試験の合否の議決)

第12条 運営委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位論文の審査と最終試験の合否について議決する。

2 前項の議決をするには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(研究科長の報告)

第13条 運営委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、その結果を速やかに文書で学長に報告しなければならない。

附 則

この細則は、平成23年6月29日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成27年6月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和元年7月24日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

筑波技術大学大学院技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻
学位論文審査基準

令和2年3月11日

- 1 修士学位論文の審査項目は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 研究テーマの設定
研究の目的は適正に設定され理解しているか
 - (2) 研究テーマの意義
課題の意義は理解しているか
 - (3) 研究方法の妥当性
研究方法是適正か、また正しく理解しているか
 - (4) 結果の理解力
得られた結果について正しく理解しているか
 - (5) 結論の妥当性
結論は妥当であり正しい理解ならびに考察をしているか
 - (6) 研究の発展性
研究の展望について理解しているか
 - (7) 資料の適切性
文献調査，引用文献は適切か

- 2 修士学位論文の審査基準は、前項各号すべての審査項目について、次の5段階で評価し、総合的に審査結果を判定する。
 - A：極めて優れている
 - B：優れている
 - C：一応の水準にある
 - D：今少し努力を要する
 - E：水準に到達していない

○国立大学法人筑波技術大学試験実施要項

〔平成23年2月23日
制 定〕

最終改正 令和4年3月9日

(趣旨)

- 1 国立大学法人筑波技術大学履修規程(平成17年規程第76号)第6条及び筑波技術大学大学院履修規程(平成22年規程第7号)第6条に規定する授業科目の試験の実施については、この要項の定めるところによる。

(授業科目の試験の期間)

- 2 授業科目の試験は、原則として試験(学期末に期間を定めて行うものをいう。以下同じ。)期間に実施するものとする。ただし、当該授業担当教員が必要と認めるときは、臨時に行うことができる。

(授業科目の試験の方法)

- 3 試験は、当該授業担当教員が筆記試験、口頭試験、実技試験その他適宜な方法により行うものとする。

(学生証の提示)

- 4 学生は、当該試験の実施中、学生証を机上に提示しなければならない。

(授業科目の試験の結果報告)

- 5 当該授業担当教員は、試験期間終了後10日以内に、卒業又は修了判定に係る試験結果については試験期間終了後4日以内に、履修規程第7条及び大学院履修規程第7条に定める成績の評語により試験の結果を学部長又は研究科長(以下「学部長等」という)に報告しなければならない。

(評価の特例)

- 6 2学期にわたり授業を行う授業科目については、学期ごとに試験を行い、その結果をその都度仮評価し、第2学期において総合評価するものとする。

(出席時間数)

- 7 原則として、当該授業科目の出席時間数が3分の2以上でなければ、学期末評定の評価対象外とする。

なお、公欠又は出席停止(学校保健安全法に基づく)とされた授業回にあつては、授業担当教員が出席しなかった授業分の学修を補充した場合、上記出席時間数の算出(出席すべき時間数及び実際に出席した時間数の双方)から除外する。一方、学修の補充を行わなかった場合は、この取り扱いを行わず、公欠又は出席停止(学校保健安全法に基づく)を含めた出席時間数が3分の2以上でなければ、学期末評定の評価対象外とする。

(単位の認定)

- 8 学部長等は、第5項の報告に基づき、当該授業科目の単位を認定し評語を決定する。

(追試験)

- 9 病気その他やむを得ない理由により、試験を受けることができなかった学生については、学部長等が特に必要があると認める場合に限り、追試験を行うことができる。

(追試験の手続き)

1 0 追試験の受験を希望する者は、当該試験期間の初日から2週間以内に、卒業又は修了判定に係る試験受験者は当該試験期間の最終日から2日以内に、追試験願を当該授業担当教員の確認を得た後、学部長等に提出するものとする。

(追試験の実施期限)

1 1 追試験の実施期限は、当該試験期間終了後10日以内とする。ただし、卒業又は修了判定に係る者については当該試験期間終了後4日以内とする。

(追試験結果の報告)

1 2 当該授業担当教員は、追試験終了後1週間以内に、卒業又は修了判定に係る者については試験終了後、直ちに履修規程第7条及び大学院履修規程第7条に定める成績の評語により、追試験の結果を学部長等に報告しなければならない。

(成績の通知)

1 3 学部長等は、試験の結果について、学期ごとに学生に通知するものとする。

(成績の評語)

1 4 成績の評語及びその評価基準は、履修規程第7条及び大学院履修規程第7条をもって表すものとする。

(遅刻者の取扱い)

1 5 試験開始後45分以上の遅刻者は当該科目の試験を受けることが出来ない。

(不正行為)

1 6 試験監督員は、試験室内で不正行為をしたと認められた者に対して、直ちに退場を命ずる等適宜の措置をしなければならない。

1 7 試験監督員は、前項の措置を行ったときは、試験終了後速やかに詳細な経緯について書面をもって当該学部長等に報告しなければならない。

1 8 前項により試験監督員から報告を受けた当該学部長等は、速やかに不正行為に係る事実を調査し、その結果を国立大学法人筑波技術大学学生の懲戒に関する規程(平23年3月30日規程34号)第3条に基づき学長に報告するとともに、当該教授会の議(大学院にあっては研究科学事委員会)を経て、不正行為を行った者に対して、当該学期の全授業科目の単位を無効とする措置を講ずるものとする。

(雑則)

1 9 この要項に定めるもののほか、試験の実施に関し必要な事項は、当該教授会(大学院にあっては研究科学事委員会)においてその都度定める。

附 記

この要項は、平成23年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成25年4月1日から実施する。ただし、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 記

この要項は、令和2年8月11日から実施する。

附 記

この要項は、令和4年4月1日から実施する。ただし、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

国立大学法人筑波技術大学大学院学生への他の大学の大学院において履修した単位及び入学前の既修得単位の認定に関する規程

平成23年3月30日
規程 第29号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学学則(平成22年学則第1号。)第65条に基づく他の大学の大学院における授業科目の履修により修得した単位(以下「他大学院の修得単位」という。)及び第66条に基づく入学前の既修得単位の認定について必要な事項を定めるものとする。

(入学前の既修得単位)

第2条 大学院学生が、筑波技術大学大学院(以下「本大学院」という。)に入学前に修得した単位で、本大学院において履修した授業科目について修得した単位とみなし、単位を認定できるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大学院学生が、本学入学前に本大学院において履修した授業科目について修得した単位
- (2) 大学院学生が、本学入学前に他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位

(在学中の他大学院の修得単位)

第3条 大学院学生が、本大学院在学中に、他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を本大学院において履修した授業科目としてみなし、単位を認定することができる。

(単位認定の申請)

第4条 他大学院の修得単位(大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定を希望する者は、原則として、在学中に修得した単位にあっては学期の始めに、また、入学前に修得した単位にあっては入学年度の始めに、次の各号に掲げる書類を添えて、研究科長に提出するものとする。

- (1) 「本学の大学院及び他大学院の修得単位に係る単位認定申請書」(別記様式第1)
- (2) 成績証明書
- (3) 授業計画書(シラバス)

2 学則第66条に基づく、本大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定を希望する者は、前項第2号及び第3号の提出を省略できる。

(認定方法)

第5条 他大学院の修得単位は、授業時間数に基づき、本大学院の単位数に換算するものとする。

2 他大学院の修得単位の授業内容と本大学院の授業科目の内容を勘案のうえ、本大学院の授業科目に読み替えることとする。

3 学則第66条に基づく、本大学院において履修した授業科目について履修した単位(大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。)については、原則、申請どおり認定することとする。

(単位認定)

第6条 前条の規定による単位の認定については、大学院運営委員会の議を経て研究科長が行う。

(単位認定の通知)

第7条 研究科長は、前条の規定により認定を行った場合には、「本学の大学院及び他大学院の修得単位に係る認定通知書」(別記様式第2)で通知する。

(成績の評価表記)

第8条 前条の規定により認定した授業科目の成績評価は、学則第59条第3項(学則第32条の準用)の規定にかかわらず、「認定」と表記する。

(単位認定に伴う指導)

第9条 第6条により単位の認定を行った場合は、当該専攻において本学における在学期間中の学修の内容について、より適切な指導を行うものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

※別記様式掲載省略

国立大学法人筑波技術大学大学院における他の大学院の授業科目を履修する学生の取扱いに関する規程

〔平成23年3月30日〕
規程 第28号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号）第65条の規定に基づき、他の大学院の授業科目を履修する学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(本大学院における授業科目とみなす履修)

第2条 学生が他の大学院の履修を筑波技術大学大学院（以下「本大学院」という。）における授業科目とみなす履修は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国内の他の大学院における授業科目の履修
 - (2) 外国の大学院における授業科目の履修
 - (3) 外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合
 - (4) 外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもので当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合
 - (5) 国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合
- (事前の協議)

第3条 他の大学院との事前の協議は、次に掲げる事項について、学長の承認を得て、研究科長が行う。

- (1) 履修科目及び単位数
- (2) 履修期間
- (3) 対象となる学生数
- (4) 単位の取扱い
- (5) 授業料等費用の取扱方法
- (6) その他必要な事項

2 他の大学院が、外国の大学院で、やむを得ないときは、事前の協議をは欠くことができる。

(履修許可申請手続)

第4条 国内の他の大学院で授業科目を履修しようとする学生は、研究指導教員の承認を得て、他の大学院における授業科目の履修願（別記様式第1）に次に掲げる書類を添付して研究科長に提出しなければならない。

- (1) 他の大学院の大学案内及び授業科目履修要項等（シラバス）
- (2) その他必要な書類

2 外国の大学院で授業科目を履修しようとする学生は、研究指導教員の承認を得て、留学願に、前項第1号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して研究科長を経て学長に提出しなければならない。

- (1) 前条第2項に規定する事前の協議ができない外国の大学院の場合は、当該外国の大学院の受入れを内諾する旨の証明書
- (2) その他必要な書類

3 外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする学生は、指導教員の承認を得て、履修願に、第1項第1号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して研究科長に提出しなければならない。

- (1) 前条第2項に規定する事前の協議ができない外国の大学院の場合は、当該外国の大学院の受入れを内諾する旨の証明書
- (2) その他必要な書類

4 外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた

教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもので当該教育課程における授業科目を我が国において履修しようとする学生は、指導教員の承認を得て、履修願に、第1項第1号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して研究科長に提出しなければならない。

(1) 前条第2項に規定する事前の協議ができない外国の大学院の場合は、当該外国の大学院の受入れを内諾する旨の証明書

(2) その他必要な書類

5 国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する学生は、研究指導教員の承認を得て、履修願に第1項第1号に掲げる書類を添付して研究科長に提出しなければならない。

(1) 他の大学院の大学案内及び授業科目履修要項等(シラバス)

(2) その他必要な書類

(履修の許可)

第5条 国内の他の大学院における授業科目の履修の許可は、研究科専攻の専攻教授会、研究科学事委員会の議を経て研究科長が行い、学長に報告するものとする。

2 外国の大学院における授業科目の履修の許可は、研究科学事委員会の議を経て学長が行う。

(受入れの依頼)

第6条 研究科長は、前条により履修を許可した学生について、当該他の大学院に受入れを依頼するものとする。

(履修期間)

第7条 他の大学院の授業科目の履修期間は、1年以内とする。

(履修科目)

第8条 他の大学院で履修できる授業科目は、学生が所属する専攻の授業科目に相当又は関連する授業科目とする。

(許可の取消し)

第9条 他の大学院での授業科目の履修を許可された履修中の学生が、成業の見込みがないと認められるとき、学生としての本分に反したとき、又はその他履修が困難と認められるとき、学生としての本分に反したとき、又はその他履修が困難と認められる事情が生じたとき、当該他の大学院との協議により許可を取り消すことがある。

(履修の報告)

第10条 他の大学院の授業科目の履修を終了した学生は、速やかに他の大学院における授業科目履修報告書(別記様式第2)に、次に掲げる書類を添付して研究科長に提出しなければならない。

(1) 当該他の大学院が発行した学業成績証明書

(2) その他必要な書類

(単位の認定)

第11条 他の大学院における修得単位に係る単位認定の審査は、当該専攻教授会において行うものとし、認定については、大学院運営委員会の議を経て研究科長が行う。

(特例)

第12条 本学と他の大学院との学年、学期等の相異により他の大学院の授業科目の履修のため、学年又は学期の途中で本学の授業の履修を中止し、又は再開しようとする学生のその学年にける本学での授業科目の履修方法及び学力試験の方法については、研究科専攻の専攻教授会、研究科学事委員会の議を経て、通常の方法によらないで行うことができるものとする。

(授業料の納入)

第13条 他の大学院の授業科目の履修を許可された学生は、当該期間中においても、本学に授業料を納入しなければならない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、他の大学院の授業科目を履修する学生の取扱いについて必要な事項は、大学院運営委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

※別記様式掲載省略

○国立大学法人筑波技術大学大学院長期履修学生に関する規程

平成23年3月30日
規程第21号

最終改正 平成28年1月27日規程第4号

国立大学法人筑波技術大学大学院長期履修学生に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号。以下「学則」という。）第44条第3項の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 長期履修（学則第44条第2項に規定する計画的な履修をいう。以下同じ。）を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有している者（自営業及び臨時雇用を含む。）
- (2) 育児、介護等を行う必要のある者
- (3) その他相当の事由があると認められる者

(申請手続)

第3条 長期履修学生となることを希望する者は、研究科長に対し、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 長期履修申請書（別記様式1）
- (2) その他当該研究科長が必要と認める書類

(申請書類の提出期限)

第4条 申請期限は、次のとおりとする。

- (1) 入学予定者 入学手続き期間の最終日
- (2) 在学生（第1年次） 1月末日

(決定及び許可)

第5条 長期履修は、大学院運営委員会の議を経て決定し、研究科長が、許可するものとする。

2 長期履修を許可した場合は、長期履修許可書を発行するものとする。

(履修期間の変更)

第6条 長期履修学生が、許可された履修期間を変更しなければならない事由が生じた際、随時、長期履修学生履修期間変更申請書（別記様式2）を研究科長に提出し、大学院運営委員会の議を経て、研究科長が許可するものとする。

(履修の開始時期)

第7条 前条の許可を受けた者の履修の開始時期は、学年の始めとする。

(授業料)

第8条 長期履修学生の授業料の額は、国立大学法人筑波技術大学における授業料その他の費用に関する規程（平成17年規程第66号）の定めるところによる。

2 長期履修の期間の変更が許可されたときは、その都度、再計算するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関して必要な事項は、研究科が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月27日から施行する。

別記様式第1 (第3条関係)

筑波技術大学大学院長期履修申請書

年 月 日

筑波技術大学大学院技術科学研究科長 殿

申請者 研究科 専攻 学年
氏 名 ④

住 所 〒 —

電話番号 () —

下記のとおり、長期履修学生となることを希望しますので、申請します。

記

1 長期履修期間

開始学年： 年次から

期 間： 年 月 ～ 年 月 年間

2 希望理由

上記について、了承します。

指導教員

④ ※

(※この欄については入学前の申請者は不要)

別記様式第2 (第6条関係)

筑波技術大学大学院長期履修期間変更申請書

年 月 日

筑波技術大学大学院技術科学研究科長 殿

申請者 研究科 専攻 学年
氏 名 ⑩

住 所 〒 ー

電話番号 () ー

下記のとおり，長期履修期間の変更を申請します。

記

入学年月日 年 月 日

許可済の履修期間 年 月 日 ～ 年 月 日

変更後の履修期間 年 月 日 ～ 年 月 日

変更理由

上記について，了承します。

指導教員

⑩

○国立大学法人筑波技術大学大学院研究指導に関する規程

〔平成23年3月30日〕
規程第27号

改正 令和2年12月23日規程第33号

国立大学法人筑波技術大学大学院研究指導に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学学則第60条（平成22年学則第1号）の規定に基づき、大学院における授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために、学生ごとに研究指導教員を決定する方法等について必要な事項を定める。

(研究指導の主旨及び副指導)

第2条 大学院における研究指導の主旨及び副指導は、学生の所属専攻の研究指導の専任教員がこれを行う。ただし、副指導については、学生の所属専攻以外の研究指導の専任教員も行うことができる。

(主旨指導教員及び副指導教員の決定)

第3条 主旨指導教員及び副指導教員については、研究計画書等に基づき、各専攻の意見を聞いて研究科学事委員会が決定する。

(指導教員の変更)

第4条 指導教員を変更する必要がある場合は、研究科学事委員会が審議し、決定する。

(研究計画書及び研究指導計画書)

第5条 学生が自身の行おうとする研究の内容等を示し、それに基づき主旨指導教員が学生に対しあらかじめ研究指導の方法、内容及び年間の計画を明示し、学生との相互合意のもとで研究指導を開始するため、研究計画書及び研究指導計画書（以下「計画書」と総称する。）を作成する。

- 2 計画書の標準的な様式は、別紙様式のとおりとし、教育活動上の理由により専攻単位で様式を改変することを認める。
- 3 研究計画書は、学生が自らの研究計画を記入し、主旨指導教員（やむを得ない事情がある場合は副指導教員。以下同じ。）に提出する。
- 4 研究指導計画書は、主旨指導教員が学生から提出を受けた研究計画を基に、当該学生と十分に打合せを行った上で、相互合意のもと作成した研究指導計画を記入し、専攻長に提出する。
- 5 研究計画書は、学生が原則として4月第4週までに作成し、主旨指導教員に提出をする。研究指導計画書は、主旨指導教員が5月第2週までに作成し、専攻長に提出をする。研究科学事委員会は、専攻長によりとりまとめられた計画書を確認し、必要に応じて主旨指導教員に修正等を求めることができる。
- 6 計画書の保存年限は、学生の修了した年度の次の年度の4月から5年間とする。

- 7 主指導教員は、研究指導の実効性を高める目的から、必要に応じて計画書の見直しを行うことができる。見直しを行った際は、変更後の計画書を本条第4項の手続きにより専攻長に提出する。

附 則

この規程は、平成23年3月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前の入学者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

年 月 日作成
年 月 日更新

学籍番号		フ リ ガ ナ 学生氏名	
専攻名	専攻	入学年度	年度
コース名	コース	学年	年
研究題目			
研 究 指 導 計 画	主指導教員名	副指導教員名	
	研究計画書（学会発表，論文作成等を含む）：学生が記入		
	研究指導計画書：主指導教員が記入		
特記事項			

- ※研究指導教員と学生とで、随時、相談・打ち合わせの上、本計画書を作成してください。
 ※研究の進捗状況等、必要に応じて、計画の見直しを行うことができます。
 ※記入スペースを拡げ、複数枚にわたっても構いません。

国立大学法人筑波技術大学大学院再入学に関する規程

平成23年3月30日
規程第25号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号。以下「学則」という。）第52条第3項に規定する再入学の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(再入学の時期)

第2条 再入学の時期は、学年の始めとする。

(再入学の出願要件)

第3条 再入学は、学則第57条により退学した者が退学時に所属していた専攻・コースに再入学を希望する場合に限り、出願を認めるものとする。

(再入学の出願に係る書類)

第4条 再入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、入学願書に次の各号に掲げる書類を添えて、学長に願出するものとする。

(1) 検定料振込済証明書

(2) 退学前の成績証明書

(3) その他専攻・コースにおいて選考上必要とするもの。

(出願の受理)

第5条 前条の出願書類等に不備がない場合は、出願を受理する。

(検定料)

第6条 志願者は、前条の出願に当たっては、国立大学法人筑波技術大学における授業料その他の費用に関する規程（平成17年規程66号）第2条別表第1に定める額の検定料を納付しなければならない。

(選考方法等)

第7条 志願者の選考は、書類審査、学力試験、面接その他専攻・コースの定める方法により行うものとし、その結果を総合して、判定するものとする。

(合格者の決定)

第8条 再入学の合格者は、大学院運営委員会の議を経て、学長が決定する。

(再入学の年次)

第9条 再入学を許可する年次は、退学前に在学していた年次又は、それに引続く年次とする。

(在学すべき年数等)

第10条 専攻長が再入学をした者の既に履修した授業科目の取扱いを決定する場合は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる基準に基づき、これを行うものとする。

(1) 既に履修した授業科目及び修得した単位数

修了の要件として必要な授業科目及び単位数の一部として認めるものとする。ただし、再入学後の履修計画については、専攻長が改めて指示するものとする。

(2) 在学すべき年数

再入学した者の修業年限は、退学前の在学期間を通算して、学則第44条に規定する標準修了年限とする。

(3) 在学年限

再入学した者の在学年限は、退学前の在学期間を通算して、学則第45条に規定する在学年限とする。

(4) 休学期間

学則第54条第2項の休学期間の通算は、退学前に休学した期間がある場合は、当該期間を通算するものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

○国立大学法人筑波技術大学科目等履修生規程

〔平成 17 年 10 月 3 日〕
規程第 73 号

最終改正 平成 26 年 2 月 26 日 規程第 9 号

国立大学法人筑波技術大学科目等履修生規程

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人筑波技術大学学則（平成 22 年学則第 1 号。以下「学則」という。）第 38 条及び第 70 条に規定する科目等履修生については、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第 2 条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第 3 条 学部又は大学院の科目等履修生の入学資格は、当該授業科目を履修するに十分な学力があると認められた者とする。

2 産業技術学部，保健科学部，技術科学研究科産業技術学専攻及び技術科学研究科保健科学専攻の授業科目を履修できる者は、前項に加え、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 産業技術学部又は技術科学研究科産業技術学専攻の授業科目を履修する者は、聴覚障害者で両耳の聴覚レベルがおおむね 60 デジベル以上のもの又は補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能若しくは著しく困難な程度のものとする。

(2) 保健科学部又は技術科学研究科保健科学専攻の授業科目を履修する者は、視覚障害者で両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの若しくは将来点字等の特別の方法による教育を必要とすることになると認められるものとする。

(入学の出願)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者は、入学願書に第 10 条第 1 項に規定する検定料及び所定の書類を添えて、学長に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 5 条 学長は、本学の教育研究上に支障がない場合に限り、前条の入学志願者について、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 6 条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、第 10 条第 1 項に規定する入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間)

第 7 条 履修期間は、入学を許可された年度内とする。

(単位の認定)

第8条 履修した授業科目については、願い出により試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(単位修得証明書)

第9条 前条第2項の規定により認定された単位については、本人の請求により単位修得証明書を交付する。

(検定料，入学料及び授業料)

第10条 検定料，入学料及び授業料の額は、本学の定める額とする。

2 授業料は、その年度内に履修する授業のすべてについて、入学手続きのときに納付しなければならない。

3 第4条，第6条及び第10条第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、検定料，入学料及び授業料は徴収しない。

(1) 本学大学院に在学している学生（本学大学院の入学手続き完了者を含む。）が学部の科目等履修生となる場合。

(2) 本学学部に在学している学生が大学院の科目等履修生となる場合。

(既納の授業料等)

第11条 納付した検定料，入学料及び授業料は、返納しない。ただし、国立大学法人筑波技術大学における授業料その他の費用に関する規程に定めがある場合は、この限りでない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学則及び国立大学法人筑波技術大学学生規程（平成17年規程第77号）の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から運用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月13日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

○国立大学法人筑波技術大学研究生規程

平成 17 年 10 月 3 日
規 程 第 7 6 号

最終改正 平成 26 年 2 月 26 日 規程第 8 号

国立大学法人筑波技術大学研究生規程

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人筑波技術大学学則（平成 22 年学則第 1 号。以下「学則」という。）第 37 条及び第 69 条に規定する研究生については、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第 2 条 研究生の入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第 3 条 本学に研究生として入学できる者は、学部の研究生にあつては、大学を卒業した者又は本学においてこれと同等以上の学力があると認められた者、大学院の研究生にあつては、修士課程を修了した者又は本学においてこれと同等以上の学力があると認められた者で、産業技術学部、保健科学部、技術科学研究科産業技術学専攻及び保健科学専攻にあつては、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

イ 聴覚障害者で両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもの又は補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能若しくは著しく困難な程度のものとする。

ロ 視覚障害者で両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の写真、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの若しくは将来点字等の特別の方法による教育を必要とすることとなると認められるものとする。

(2) 現職教育のため任命権者の命により大学に派遣される者

(入学の出願)

第 4 条 学部又は大学院の研究生として入学を志願する者は、入学願書に第 10 条に規定する検定料および所定の書類を添えて、学長に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 5 条 学長は、前条の入学志願者について、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 6 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、第 10 条に規定する入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(研究期間)

第 7 条 研究期間は、入学を許可された年度内とする。ただし、引き続き研究を希望する者

は、通算2年の範囲内で許可を得て期間を延長することができる。

(指導教員等)

第8条 研究生は、指導教員の下に研究に従事するものとする。

2 前項の指導教員は、第5条の選考の際、学長が指名するものとする。

3 研究生は、指導教員が必要と認めた場合は、授業科目担当教員の許可を受け、講義、実習等の授業を聴講することができる。ただし、単位を修得することはできない。

4 第3条第1号に該当して入学する研究生が単位を修得しようとするときは、併せて科目等履修生として入学しなければならない。

(研究の修了)

第9条 研究生が所定の期間在学し、その研究を修了した場合には、研究成果の概要等を記載した別記様式の研究生研究修了届を、指導教員を経て学長に提出しなければならない。

2 学長は、研究修了者に対し、本人の請求により証明書を交付することができる。

(検定料、入学料及び授業料)

第10条 検定料、入学料及び授業料の額は、本学の定める額とする。

(現職教育のために派遣される者の授業料等)

第11条 第3条第2号に規定する者については、検定料、入学料及び授業料を徴収しないものとする。

(既納の授業料等)

第12条 納付した検定料、入学料及び授業料は返納しない。ただし、国立大学法人筑波技術大学における授業料その他の費用に関する規程に定めがある場合は、この限りでない。

(実験実習費)

第13条 実験実習に要する費用は、研究生の負担とすることがある。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、学則及び国立大学法人筑波技術大学学生規程(平成17年規程第77号)の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から運用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月13日から施行し、同年4月1日から運用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

※別記様式掲載省略